

# 清水で育て、清水ではばたけ 子どもの未来

第3期清水町子ども・子育て支援事業計画

素案

北海道 清水町  
令和7年1月

## 目 次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
<b>第2章 清水町の子ども・子育てを取り巻く環境</b> .....	5
1 人口・世帯・人口動態等.....	5
2 教育・保育事業の状況.....	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	13
4 ニーズ調査の結果概要.....	15
5 子ども・子育て支援関連施策の実施状況.....	23
6 子ども・子育て支援に向けた課題.....	25
<b>第3章 基本理念</b> .....	26
1 基本理念.....	26
2 子育て支援関連施策の施策体系.....	27
<b>第4章 施策の展開</b> .....	28
目標1 地域における子育ての支援.....	28
目標2 親子の健康づくり.....	31
目標3 ふるさとのまちづくりを担う子どもの教育環境づくり.....	33
目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	35
目標5 仕事と子育ての両立の推進.....	36
目標6 子どもの安全の確保.....	37
目標7 きめ細かな取り組みによる要保護児童への支援.....	38
<参考>一般事業主行動計画特例認定制度について.....	40
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	41
1 教育・保育提供区域の考え方.....	41
2 教育・保育提供区域の設定.....	41
3 教育・保育施設の充実.....	43
4 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	49
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	56
1 関係機関との連携.....	56
2 役割.....	57
3 計画の達成状況の点検・評価.....	58

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

我が国における少子高齢化の進行は、人口構造の不均衡を生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は依然として厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人々があります。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。さらに、令和4年6月にこども家庭庁の設立や児童福祉法の改正などが行われ、子どもや子育て当事者への支援の強化が進められています。

本町においては、平成26年度、令和元年度に「清水町子ども・子育て支援事業計画」（第1期、第2期）を策定し、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んできました。

これからも、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを産み育てることをめぐる諸課題を解決することは重要です。そのために、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取り組みを今後も推進していく必要があります。

また、令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において新たな地域子ども・子育て支援事業拡大されたことから、本町においても体制について検討しながら対応していく必要があります。

このため、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5年間で1期とする「第3期清水町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、計画的に施策を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

本計画の策定に当たっては、関連法とともに「清水町総合計画」をはじめとする上位計画や関連計画と整合するよう定めています。

### ■子どもの対象範囲について

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	学童期 ※学校教育を除く放課後	養育支援訪問事業のみ 該当

### ■全体計画

清水町総合計画

整合



清水町  
子ども・子育て支援事業計画

### ■根拠法令

- ◎子ども・子育て支援法
- ◎次世代育成支援対策推進法

整合



### ■関連計画

清水町人口ビジョン・総合戦略

清水町地域福祉計画

清水町第3期障がい者基本計画 第7期清水町障がい福祉計画 第3期清水町障がい児福祉計画

清水町健康増進計画 清水町食育推進計画（清水町地産地消促進計画）

清水町交通安全計画

### 3 計画期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。なお、計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

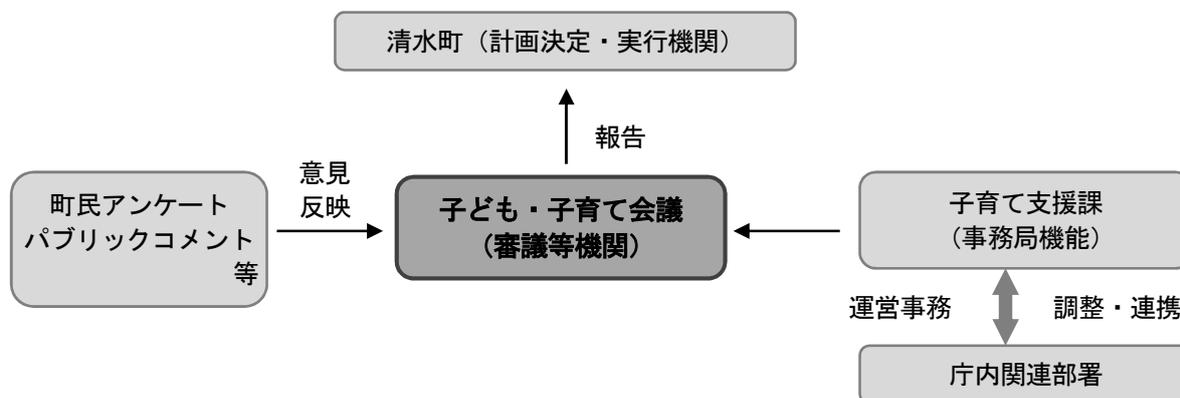
■計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画推進期間					第3期計画推進期間				
				見直し年度					見直し年度

### 4 計画の策定体制

#### ①子ども子育て支援会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「清水町子ども・子育て支援会議」（以下「子ども・子育て支援会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



## ②就学前児童及び小学生アンケートの実施

就学前児童及び小学生児童の保護者の子育てに関する意識・意見を把握するため、下記の通りアンケートを実施しました（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という）。

- 調査対象：清水町在住の未就学児・小学生の保護者
- 調査期間：令和6年7月12日～令和6年8月2日
- 調査方法：

種別		調査方法
未就学児	未就園児	郵送による配付・回収
	認定こども園等の就園児	施設を通じての配付・回収
小学生		学校を通じての配付・回収

- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
未就学児	193 票	105 票	54.4%
小学生	265 票	83 票	31.3%

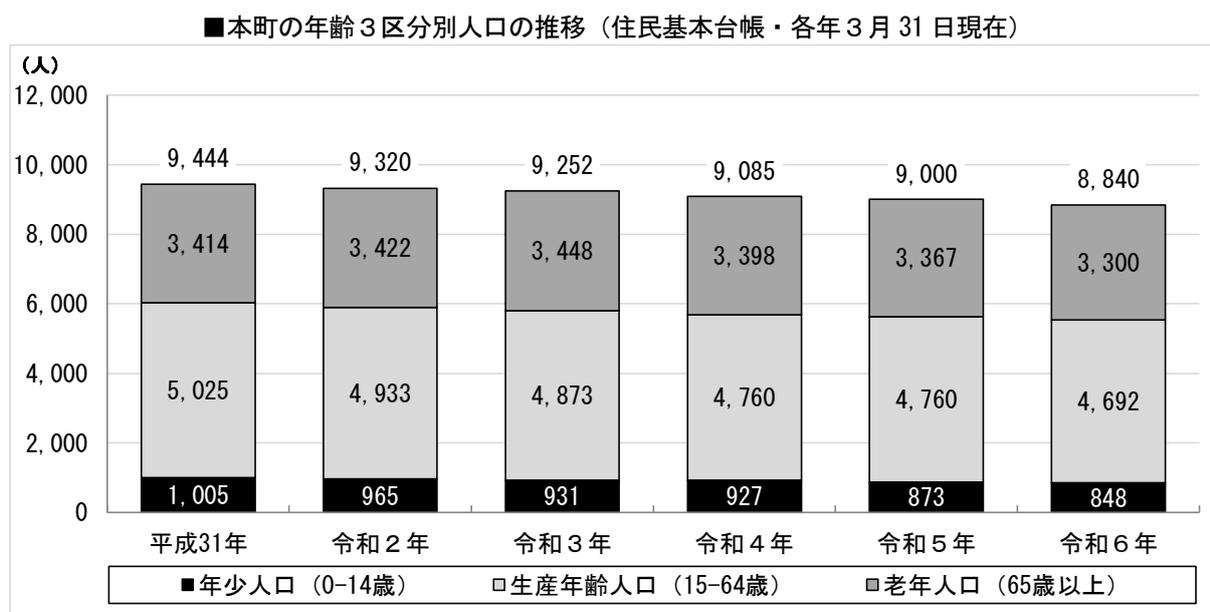
※調査結果の概要は、15 ページから

## 第2章 清水町子ども・子育てを取り巻く環境

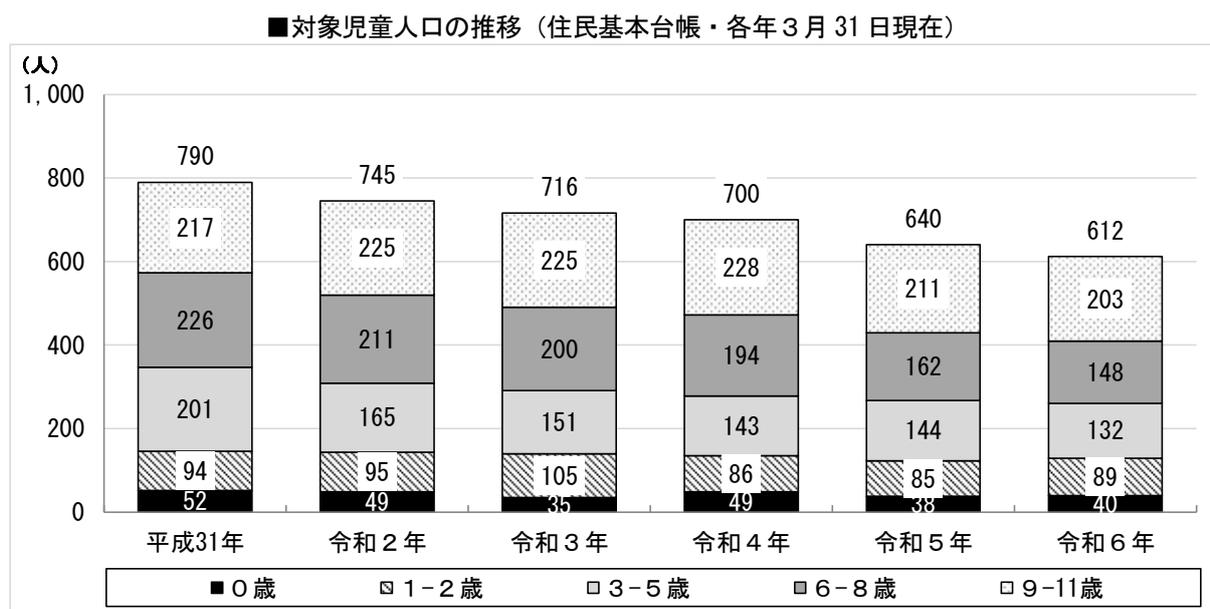
### 1 人口・世帯・人口動態等

#### (1) 人口の推移（住民基本台帳、各年3月31日現在）

- 平成31年から令和6年までの5年間で年少人口は157人（15.6%）、生産年齢人口は333人（6.6%）減少しています。一方、老年人口は平成31年から令和3年にかけて増加していたものの、その後は減少に転じ、令和6年には3,300人になっています。



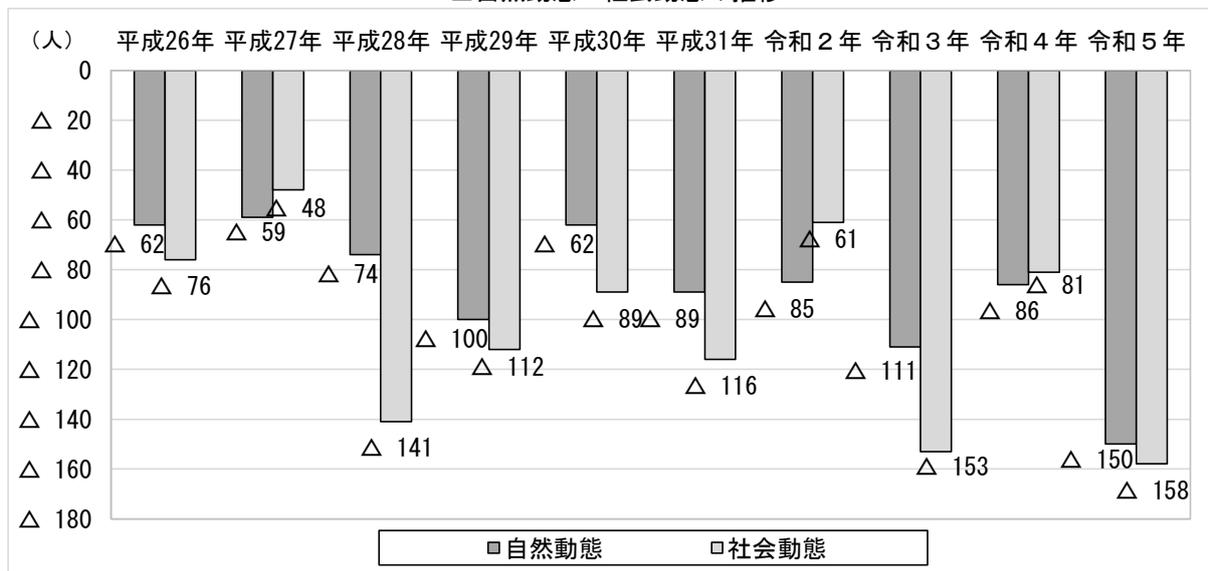
- 児童人口は平成31年から令和6年までの5年間で178人（22.5%）減少しており、令和6年における0歳児人口は40人となっています。



## (2) 自然動態・社会動態（厚労省：人口動態調査より）

- 自然動態（出生数－死亡数）は、平成26年以降減少が続いており、令和5年には150人の減少となっています。
- 社会動態（転入数－転出数）も同様に平成26年以降減少が続いており、令和5年には158人の減少となっています。

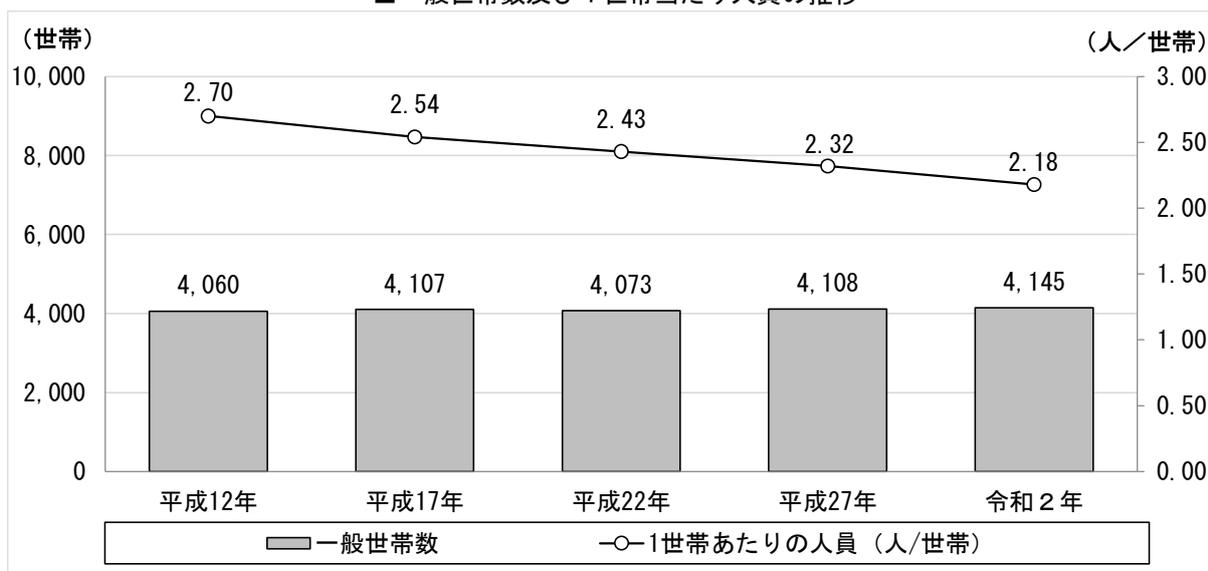
■ 自然動態・社会動態の推移



## (3) 世帯の状況（国勢調査より）

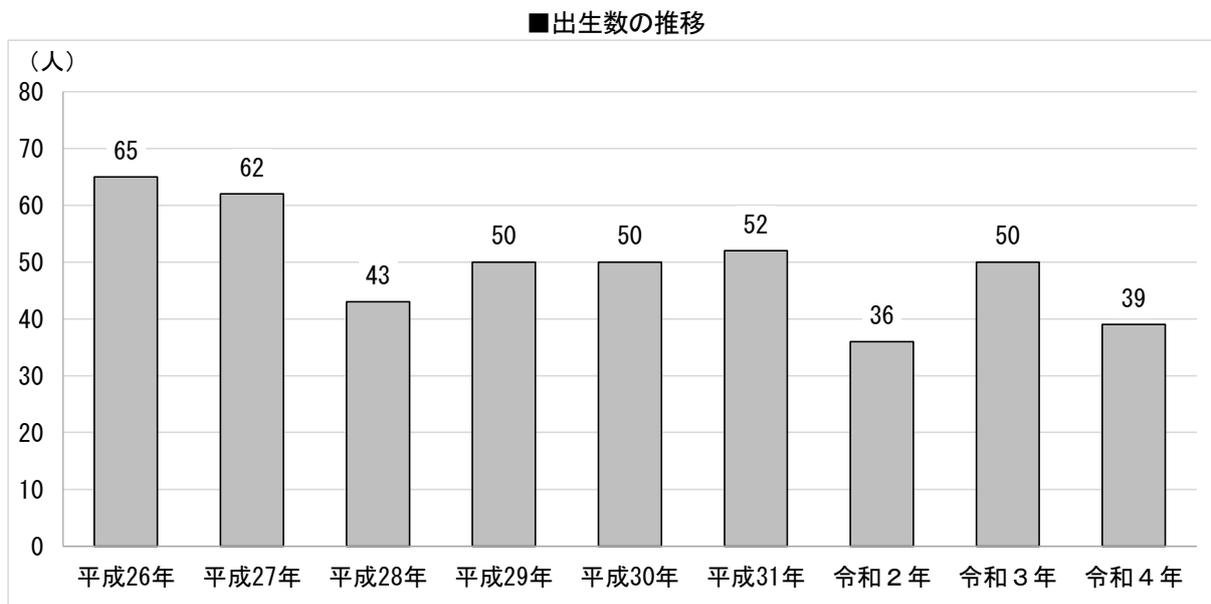
- 世帯数は平成12年以降増減を繰り返して推移しており、令和2年には4,145世帯となっています。また、1世帯あたり人員は年々減少が続いており、令和2年には2.18（人/世帯）となっています。

■ 一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移

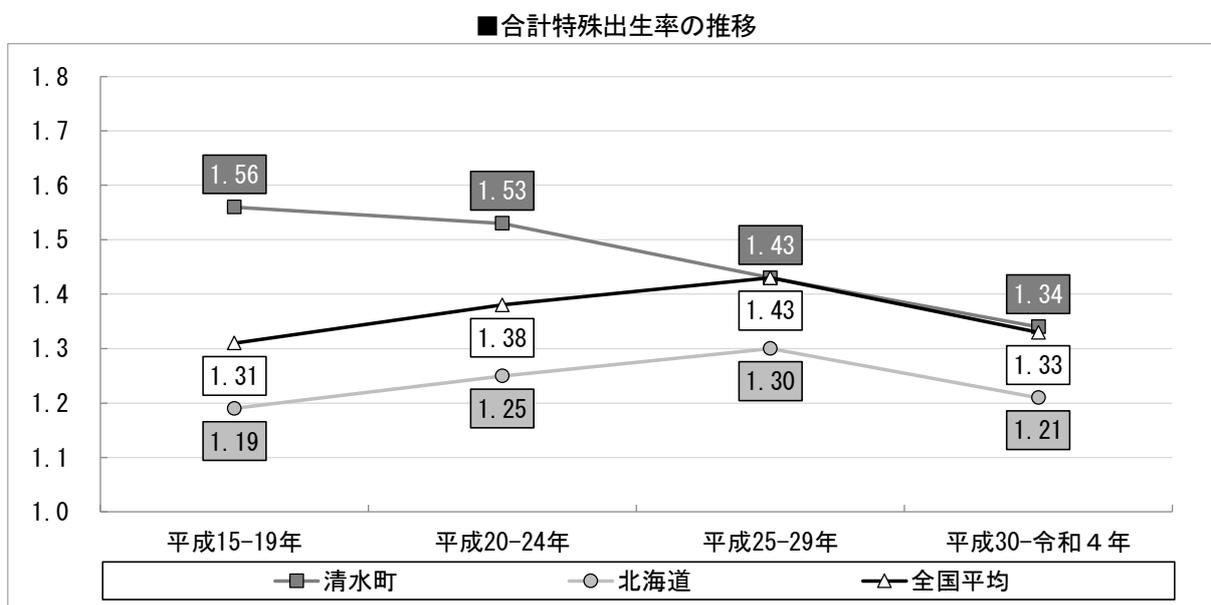


#### (4) 出生の状況（厚労省：人口動態調査、清水町統計より）

○ 出生数は、平成26年以降増減を繰り返して推移しており、令和4年には39人となっています。



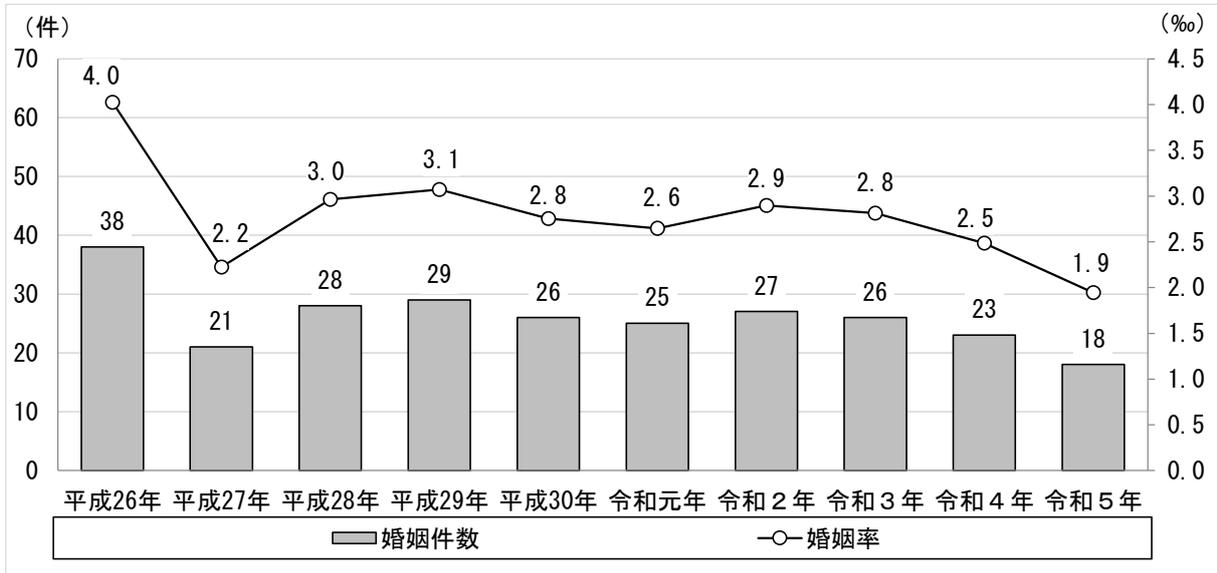
○ 本町の合計特殊出生率は、平成20-24年までは北海道・全国を上回っているものの、平成25-29年には全国平均と同じ出生率となり、平成30-令和4年には1.34となっています。



(5) 婚姻・離婚の状況（厚労省：人口動態調査より）

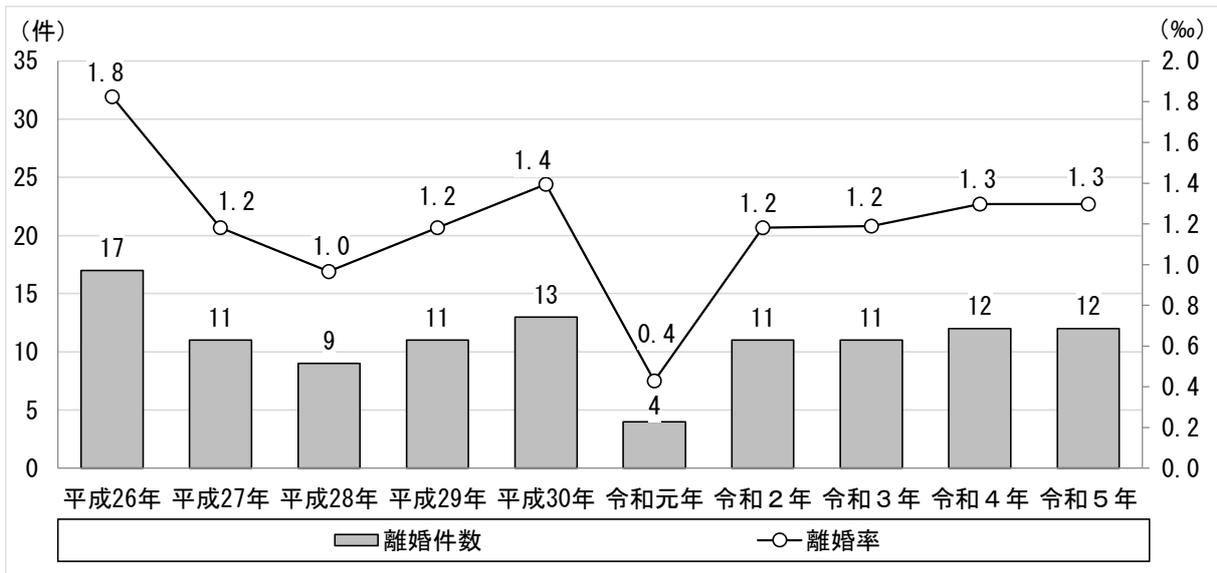
- 婚姻件数は、平成26年以降増減を繰り返して推移しており、令和5年には18件と20件を下回っています。人口千人当たりの婚姻率は、平成30年以降は3.0‰以下で推移しています。
- 離婚件数も同様に、平成26年以降増減を繰り返して推移しており、令和5年には12件となっています。人口千人当たりの離婚率は0.4～1.8‰の間で推移しています。

■ 婚姻件数及び婚姻率の推移



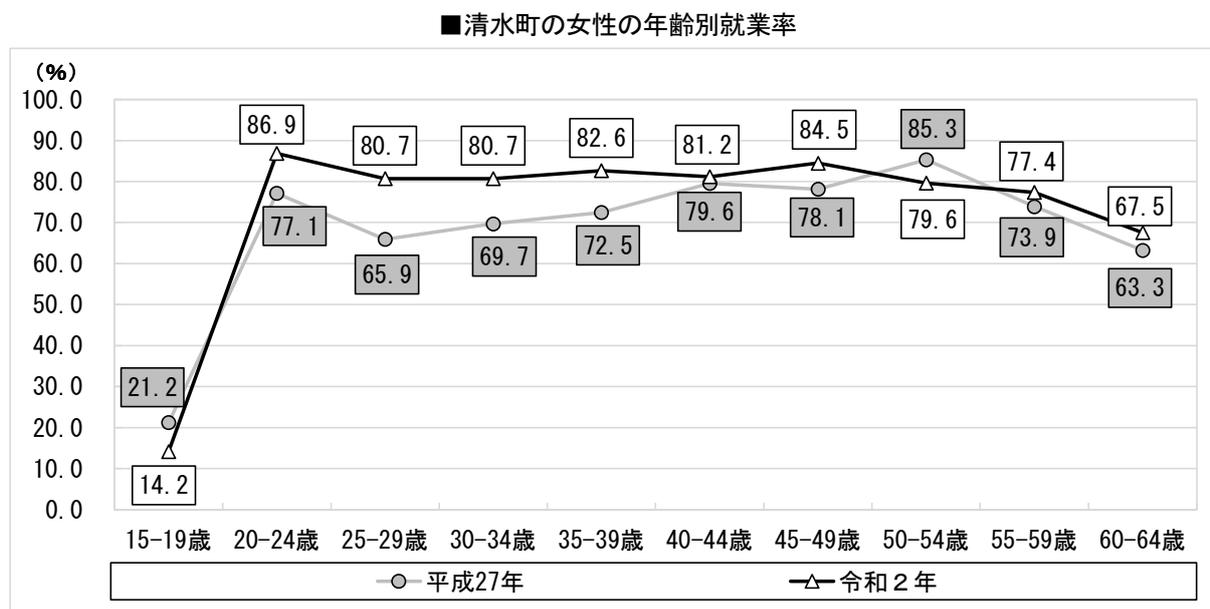
- 離婚件数も同様に、平成26年以降増減を繰り返して推移しており、令和5年には12件となっています。人口千人当たりの離婚率は0.4～1.8‰の間で推移しています。

■ 離婚件数及び離婚率の推移

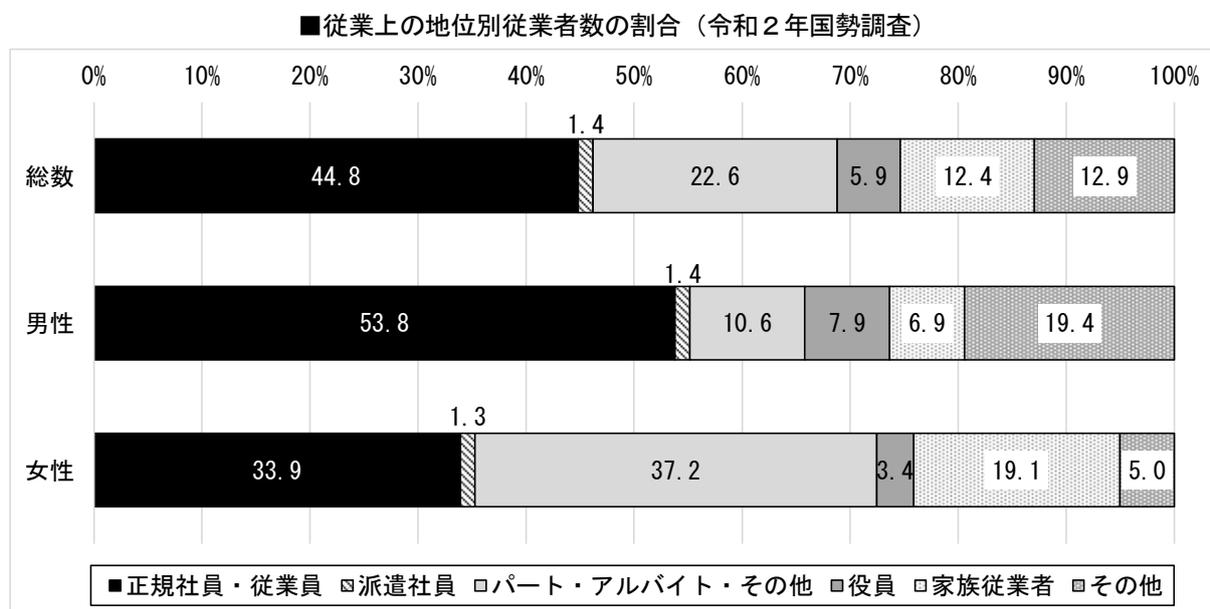


## (6) 就労の状況（国勢調査より）

- 令和2年の女性の年齢別就業率は、20-24歳から45-49歳の各年齢層で平成27年から上昇しており、特に25-29歳の就業率は、平成27年から14.8ポイント上昇しています。



- 従業上の地位別従業者数の割合は、男性では「正規社員・従業員」が53.8%と最も多く、次いで「その他」が19.4%となっています。また、女性では「パート・アルバイト等」が37.2%と最も多く、次いで「正規社員・従業員」が33.9%となっています。一方、「派遣社員」は男女ともに1.5%未満となっています。

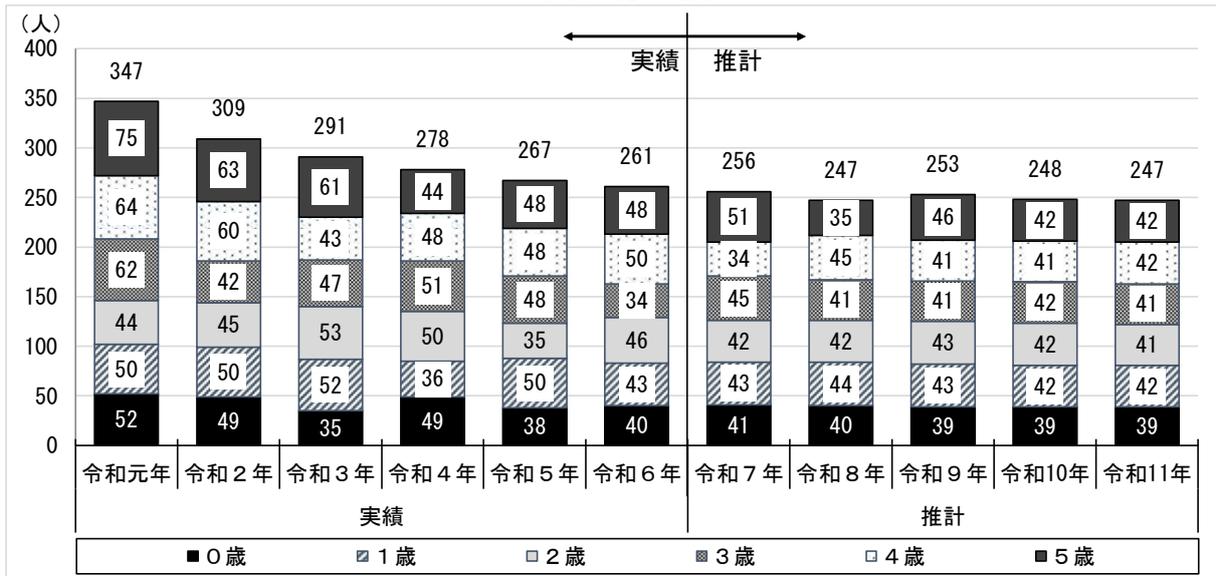


### (7) 子どもの人数の推計について

本計画期間内の子どもの人数は、令和2年から令和6年までの5か年の3月31日の1歳階級別の人口を基に「コーホート変化率法」により、各年度当初の人数（例：令和7年3月31日の人数＝令和7年度当初の人数）を推計しました。

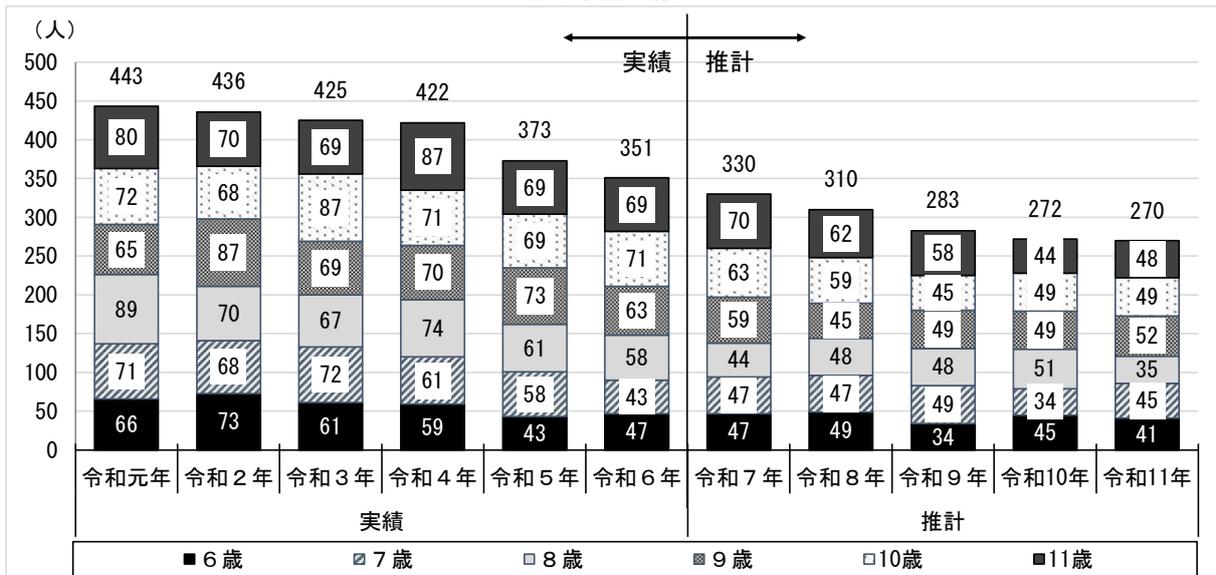
- 未就学児（0～5歳）の推計は、おおむね減少傾向で推移し、令和6年から令和11年までの5年間で14人（5.4%）と減少することが見込まれます。また、0歳児人口は、令和7年以降横ばいで推移し、令和11年には39人になることが見込まれます。

■未就学児の推計



- 小学生（6～11歳）の推計は、減少傾向が続き、令和6年から令和11年までの5年間で81人（23.1%）減少することが見込まれます。

■小学生の推計



#### コーホート変化率法

各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

## 2 教育・保育事業の状況

子ども・子育て事業計画の教育・保育事業について事業の過去の実施状況をまとめます。

### (1) 1号認定（3歳以上、認定こども園（幼稚園型利用）を利用希望）

1号認定の利用者数は、令和2～4年度にかけて20人台で推移していたものの、令和5年度に旧しみず保育園と旧清水幼稚園が合併してしみず認定こども園に移行したことで利用者数が減少し、令和6年度には7人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数（人）	28	27	24	19	7
特定教育・保育施設	28	27	24	19	7
②確保の方策（人）	38	31	31	30	30
過不足（②－①）（人）	10	4	7	11	23

### (2) 2号認定（3歳以上、認定こども園（保育所型利用）を利用希望）

2号認定の利用者数は、令和2年度以降110～130人台で推移しており、令和6年度には120人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数（人）	134	122	114	114	120
特定教育・保育施設	134	122	114	114	120
②確保の方策（人）	141	186	186	156	156
過不足（②－①）（人）	7	64	72	42	36

### (3) 3号認定（0歳、認定こども園（保育所型利用）を利用希望）

3号認定（0歳）の利用者数は、令和3年度・5年度・6年度に利用者数がそれぞれ1～2人みられます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数（人）	0	1	0	1	2
特定教育・保育施設	0	1	0	1	2
②確保の方策（人）	3	14	14	14	14
過不足（②－①）（人）	3	13	14	13	12

#### (4) 3号認定（1・2歳、認定こども園（保育所型利用）を利用希望）

3号認定（1・2歳）の利用者数は、増減を繰り返しながら推移し、令和6年度には60人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数（人）	53	66	57	49	60
特定教育・保育施設	53	66	57	49	60
②確保の方策（人）	50	74	74	74	74
過不足（②-①）（人）	-3	8	17	25	14

#### (5) 保育利用率

保育利用率は、令和3年度に47.9%となっており、その後は低下したものの、令和6年度には48.1%となっております。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率（3号）（%）	36.8	47.9	42.2	40.7	48.1
0～2歳児人口（人）	144	140	135	123	129

#### (6) 認可外保育施設の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）					

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定 11 事業について事業の過去の実施状況をまとめます。

#### (1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、基本型・母子保健型ともにそれぞれ 1 か所で実施しております。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
基本型 (か所)	1	1	1	1	(実施中)
母子保健型 (か所)	1	1	1	1	(実施中)

#### (2) 時間外保育事業 (延長保育事業)

時間外保育事業は、令和 3 年度以降増加が続き、令和 5 年度には 132 人となっています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数 (人/年)	77	62	103	132	(実施中)

#### (3) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)

放課後児童健全育成事業は、令和 2 年度以降 200 人台で推移しており、令和 6 年度には 208 人となっています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数 (人)	226	215	217	205	208
1 年生	47	39	46	27	37
2 年生	48	49	39	46	28
3 年生	43	43	47	39	44
4 年生	45	35	35	40	35
5 年生	18	35	26	31	36
6 年生	25	14	24	22	28

#### (4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

現在、本町では事業を実施していませんが、実施の可否について検討を進めています。

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭全戸訪問事業は、令和 2 年度以降 30~40 人台で推移しており、令和 5 年度には 40 人となっています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数 (人)	39	49	40	40	(実施中)

#### (6) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、令和 2・3 年度はそれぞれ 1 人の利用があったものの、令和 4 年度以降の利用はみられません。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数 (人/年)	1	1	0	0	(実施中)

### (7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、令和3年度以降利用者数が増加しており、令和5年度には3,195人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	1,951	1,400	2,511	3,195	(実施中)
実施か所数	2	2	2	2	(実施中)

### (8) 一時預かり事業

[幼稚園型]

現在、本町では事業を実施しておりません。

[幼稚園型以外]

一時預かり事業の幼稚園型以外の利用者は、増減を繰り返して推移しており、令和5年度には138人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	186	99	186	138	(実施中)

### (9) 病児保育事業

現在、本町では事業を実施していませんが、実施の可否について検討を進めています。

### (10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

[低学年の利用状況]

子育て援助活動支援事業のうち、低学年の利用者は減少傾向がみられ、令和5年度には10人/日となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/日)	12	12	11	10	(実施中)

[高学年の利用状況]

計画期間内の利用はみられませんでした。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/日)	0	0	0	0	(実施中)

### (11) 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、令和2年度以降30~40人台で推移しており、令和5年度は40人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	39	49	40	40	(実施中)

## 4 ニーズ調査の結果概要

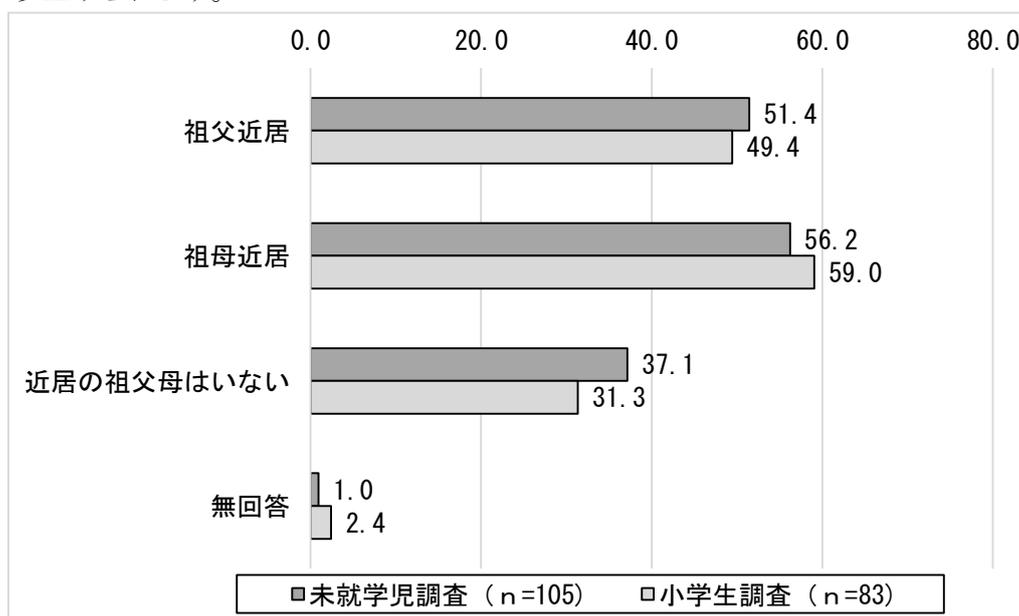
### <調査結果のみかた>

- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数を100%として算出し、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。そのため合計が100%を超えることがあります。

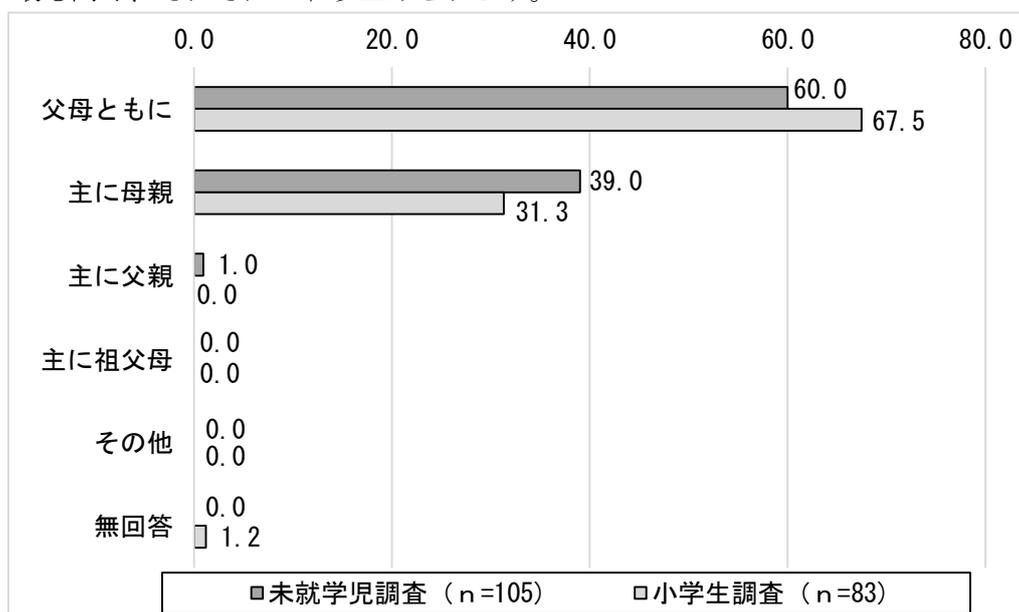
### (1) 家庭の子育て環境について

#### ①子どもと家族の状況（未就学児・小学生）

子どもの祖父母との近居の状況について、未就学児と小学生ともに「祖母近居」の割合が最も高くなっています。また、「近居の祖父母はいない」の割合が未就学児と小学生でそれぞれ30%以上みられます。

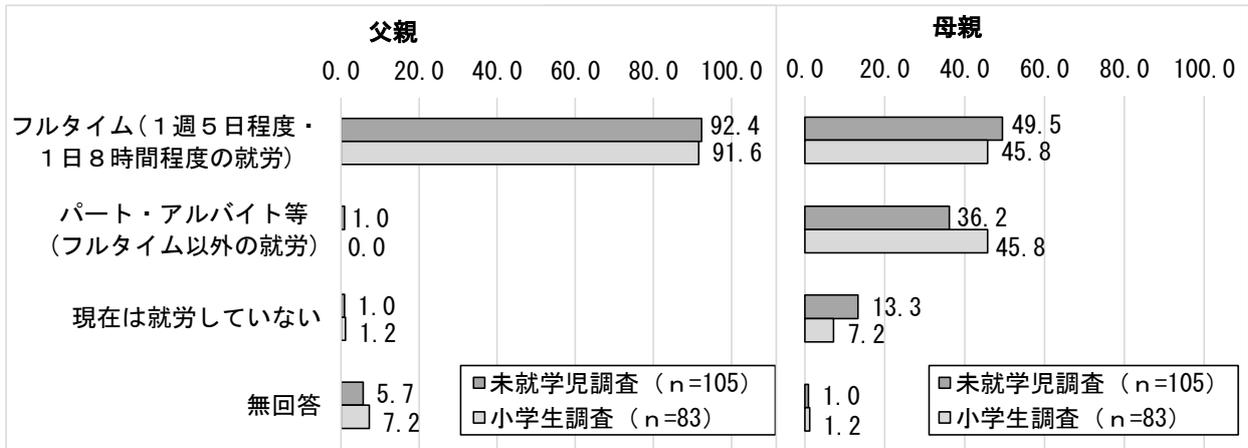


子どもの子育てを主に行っている方について、未就学児・小学生ともに「父母ともに」の割合が最も高く、それぞれ60%以上みられます。



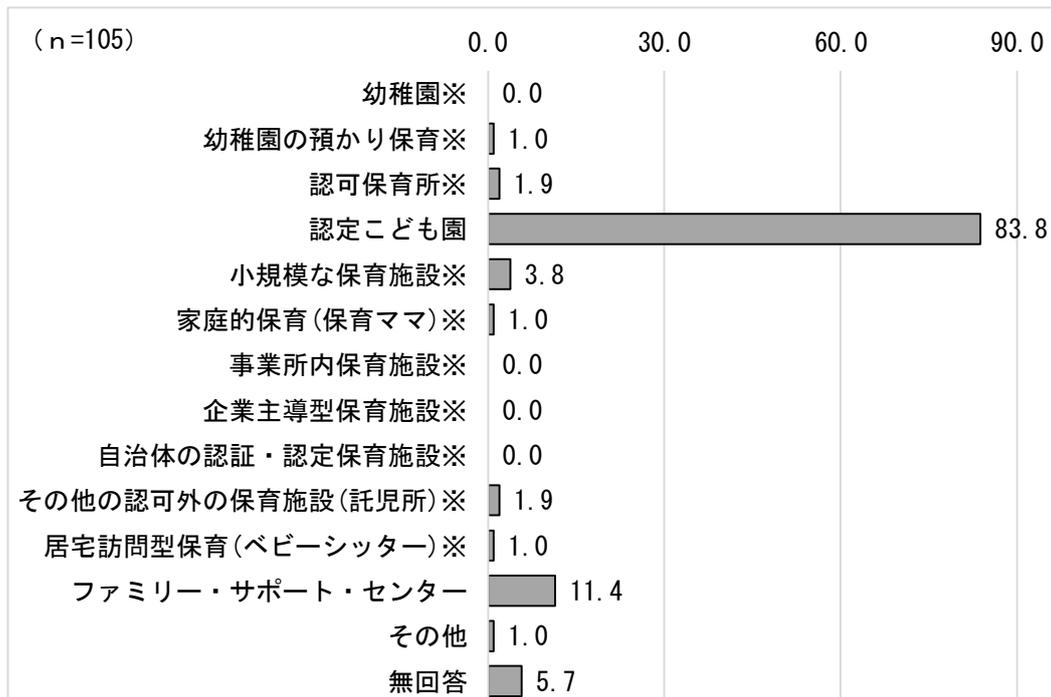
## ②保護者の就労状況について（未就学児・小学生）

父親の就労状況について、未就学児・小学生ともに「フルタイム」の割合が最も高くなっています。また、母親の就労状況について、未就学児では「フルタイム」、小学生では「フルタイム」と「パート・アルバイト等」の割合が最も高くなっています。



## ③定期的な教育・保育事業の利用状況について（未就学児）

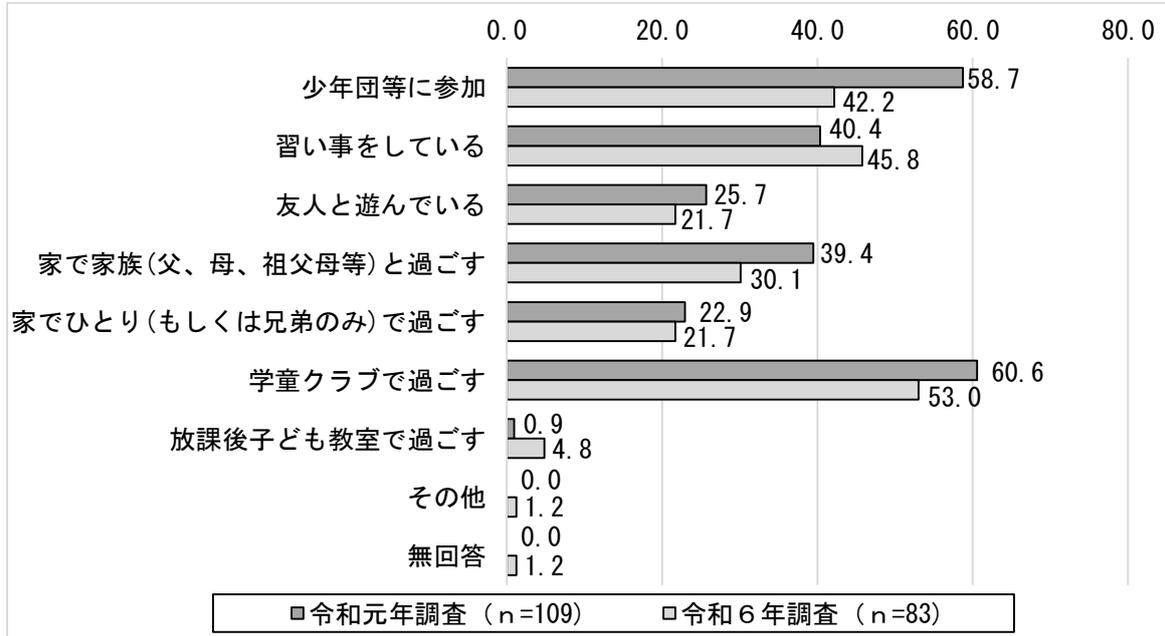
未就学児の定期的にご利用している事業について、「認定こども園」の割合が83.8%と最も高く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が11.4%、「小規模な保育施設」が3.8%となっています。



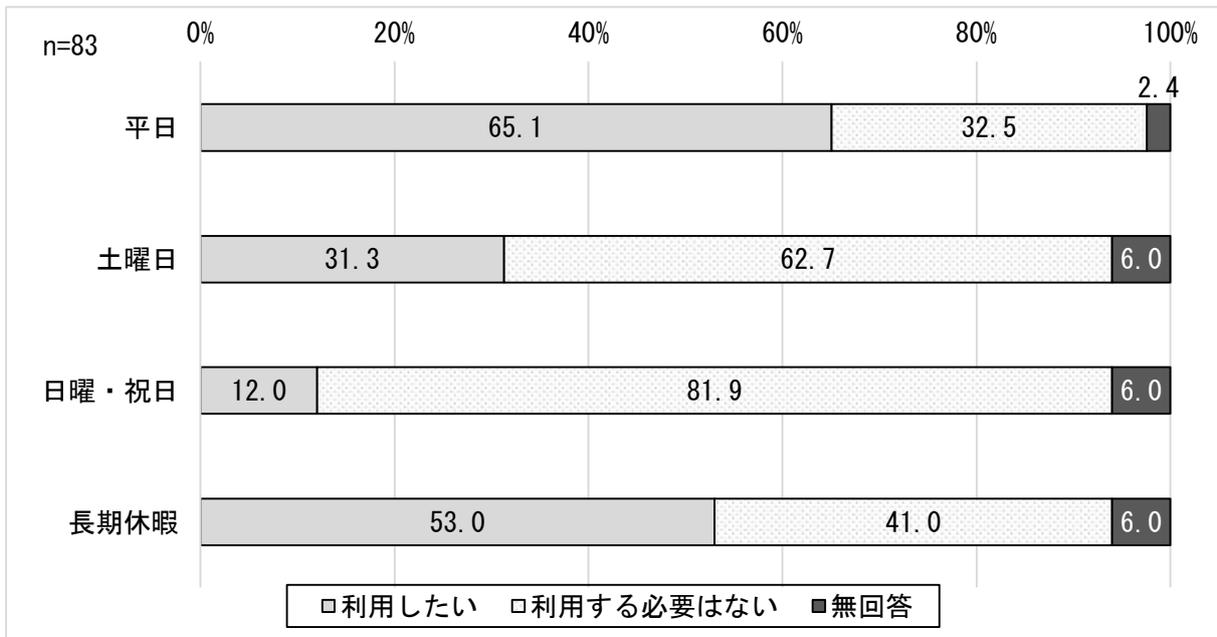
※清水町では実施していない事業です。

#### ④放課後の過ごし方について（小学生）

令和元年調査と比較した放課後の過ごし方について、令和元年と令和6年どちらも「学童クラブで過ごす」の割合が最も高くなっています。また、「少年団等に参加」は令和元年時よりも16.5ポイント低下しており、「習い事をしている」では5.4ポイント、「放課後子ども教室で過ごす」では3.9ポイントの増加がみられます。

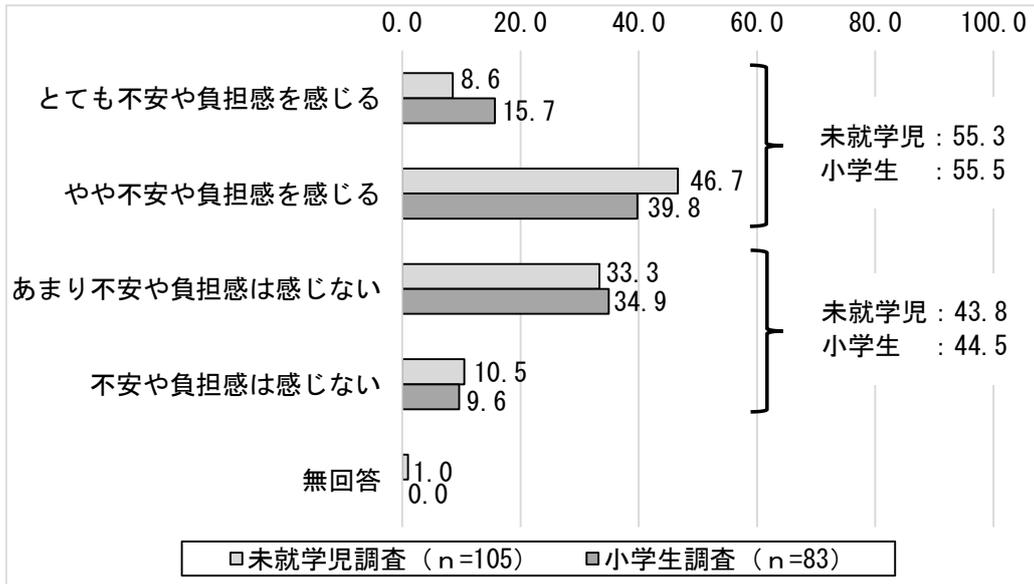


今後の学童クラブの利用意向について、「利用したい」の割合が「平日」では65.1%、「長期休暇」では53.0%と半数を超えています。その一方で、「土曜日」では31.3%、「日曜・祝日」では12.0%となっています。

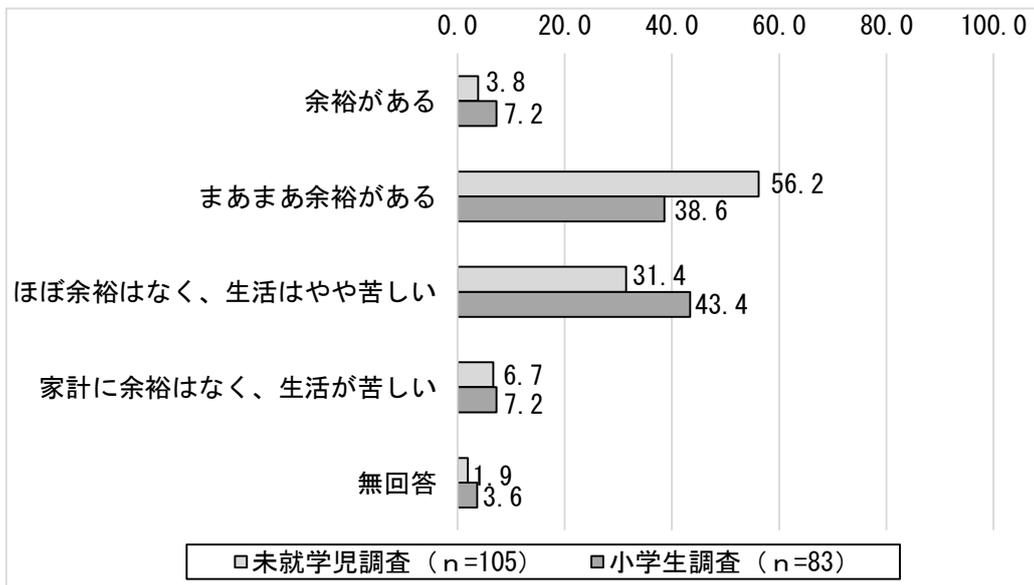


### ⑤子育てについて（未就学児・小学生）

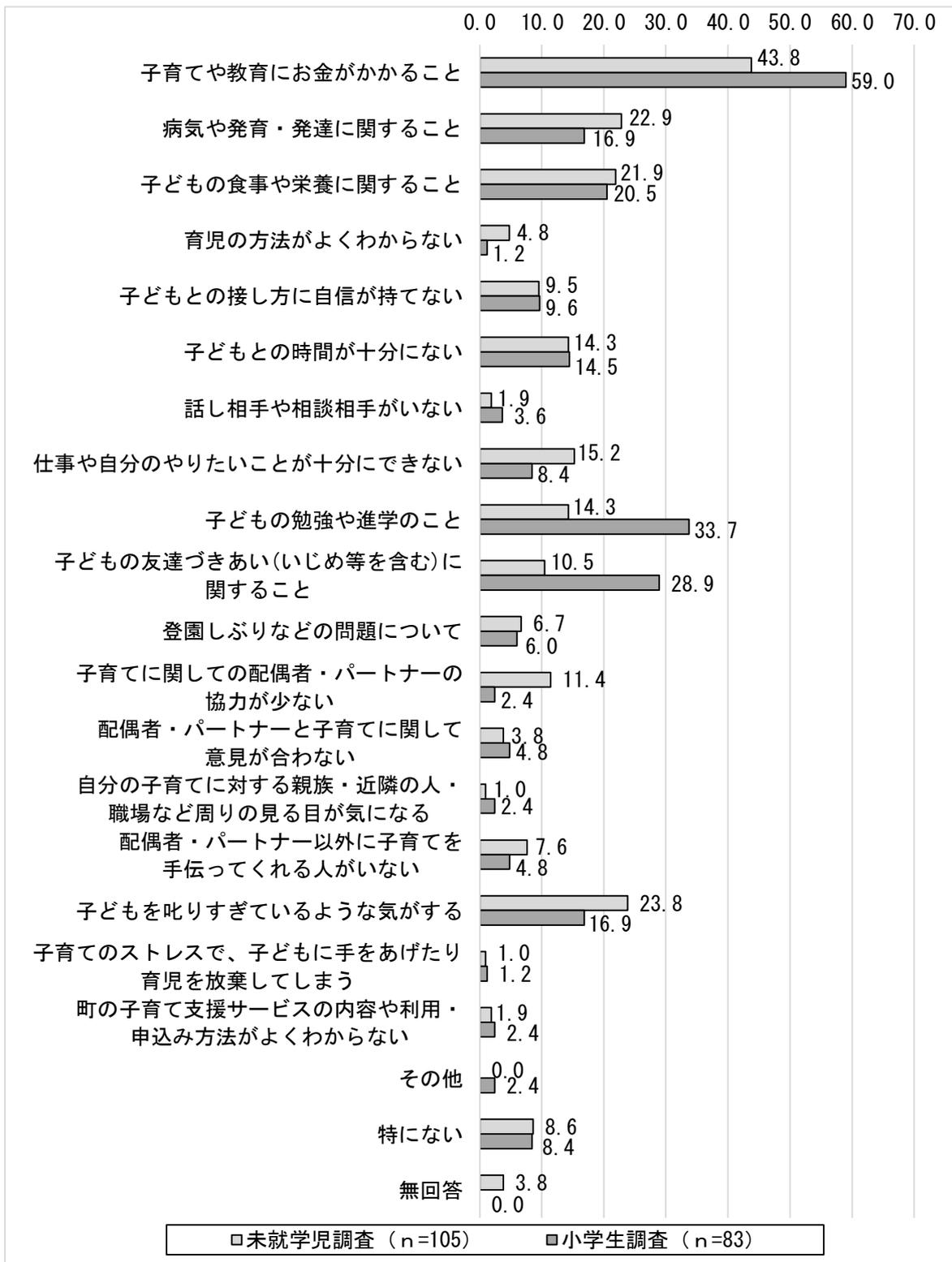
子育てに関する不安や負担感について、未就学児・小学生ともに「やや不安や負担感を感じる」の割合が最も高くなっています。また、未就学児・小学生ともに不安や負担感を感じると回答した方が、不安や負担感を感じないと回答した方を上回っています。



家計の状況について、未就学児では「まあまあ余裕がある」、小学生では「ほぼ余裕はなく、生活はやや苦しい」の割合が最も高くなっています。また、未就学児・小学生ともに「家計に余裕はなく、生活が苦しい」の割合が同程度みられます。



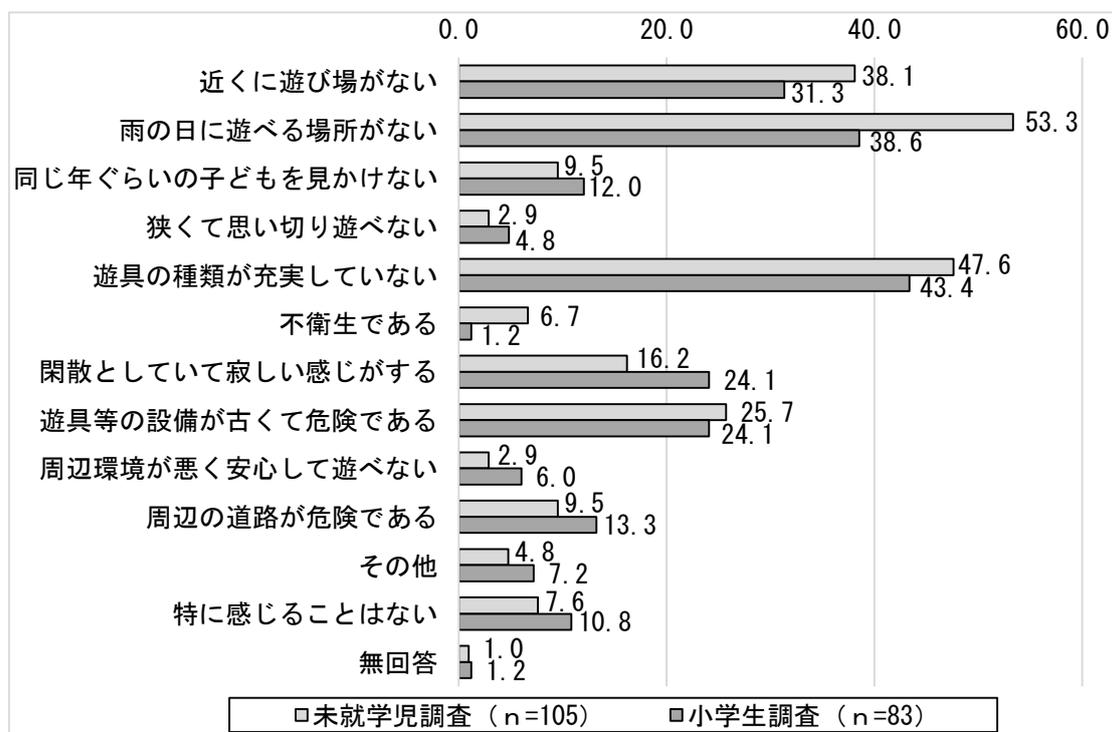
子育てで悩んでいることについて、未就学児・小学生ともに「子育てや教育にお金がかかること」の割合が最も高くなっています。また、未就学児では「子どもを叱りすぎているような気がする」「病気や発育・発達に関すること」、小学生では「子どもの勉強や進学のこと」「子どもの友達づきあいに関すること」の割合も比較的高くみられます。



## (2) 地域の子育て環境について

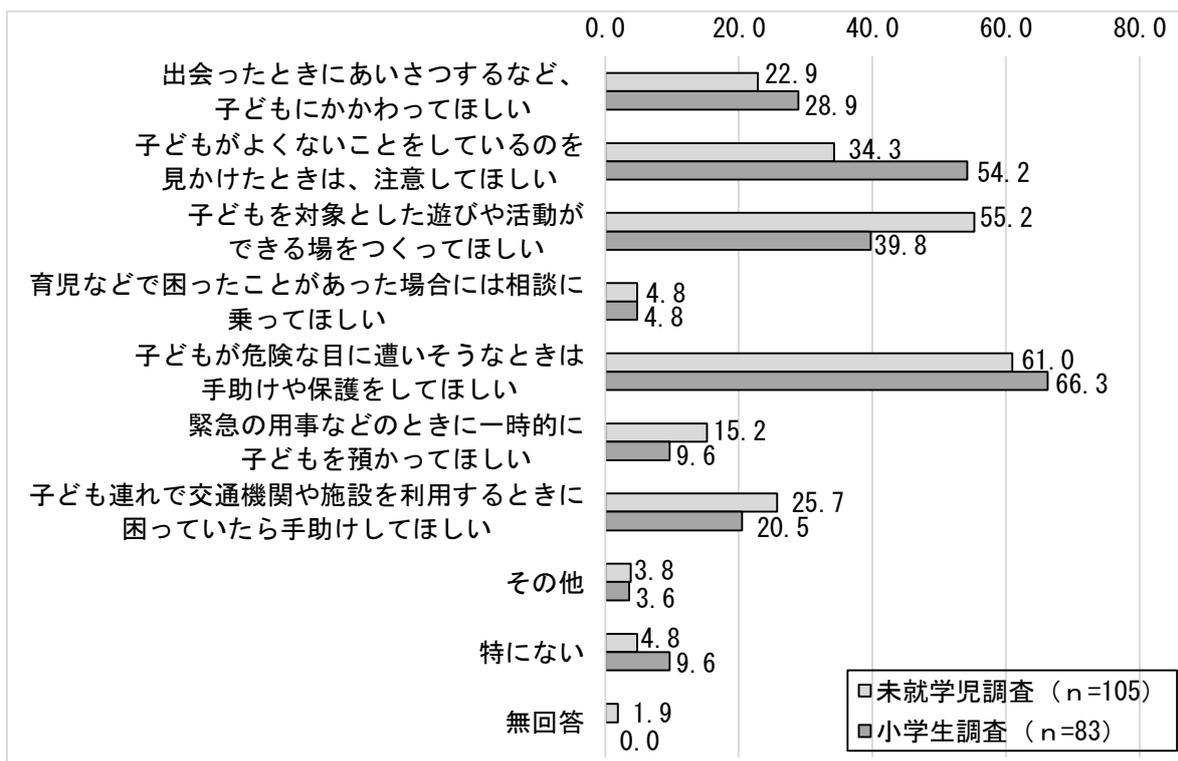
### ①子どもの遊び場について（未就学児・小学生）

家の近くの子どもの遊び場について、未就学児では「雨の日に遊べる場所がない」、小学生では「遊具の種類が充実していない」の割合が最も高くなっています。

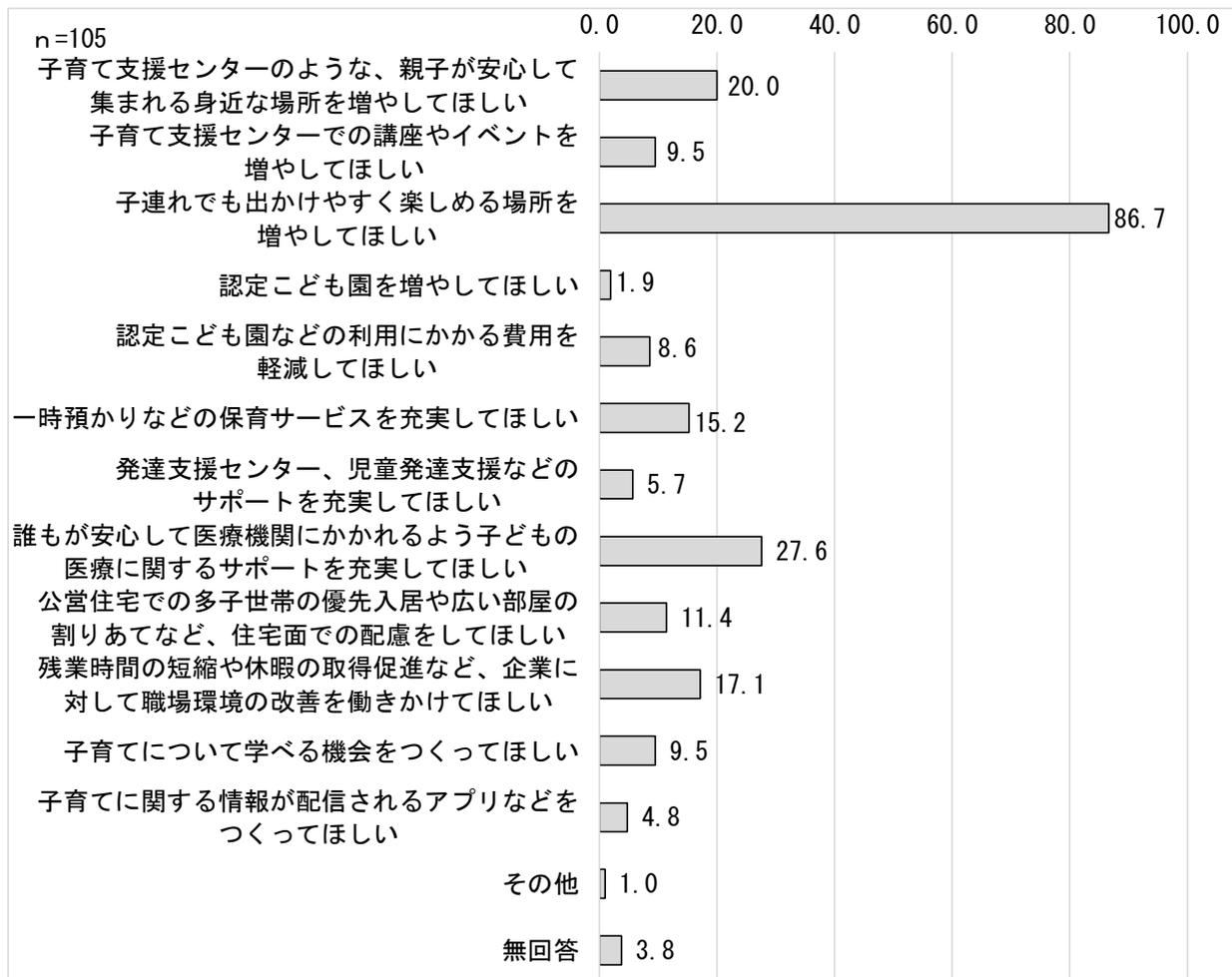


### ②地域に望むことについて（未就学児・小学生）

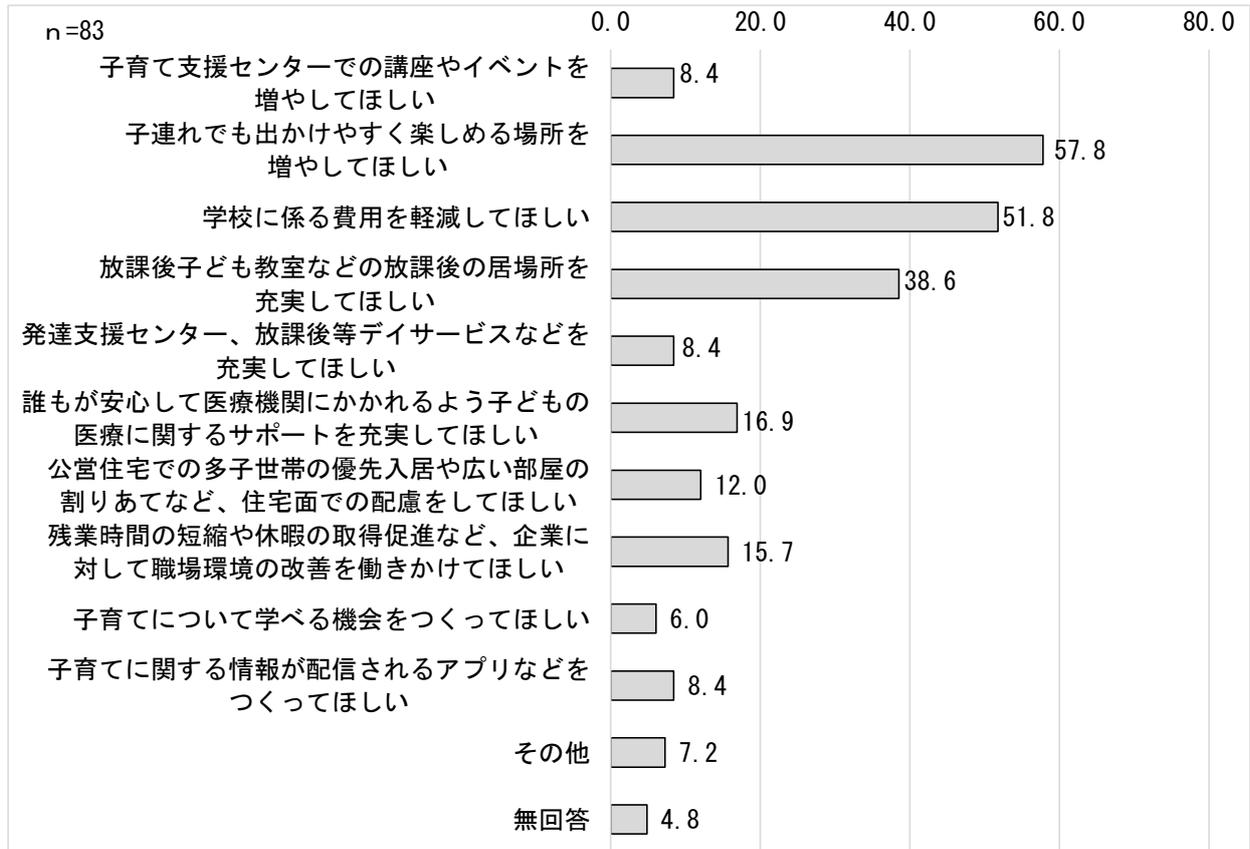
子育てをする上で地域に望むことについて、未就学児・小学生ともに「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」の割合が最も高くなっています。



未就学児の子育て支援について希望することについて、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が86.7%と最も高く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」が27.6%、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」が20.0%となっています。



小学生の子育て支援について希望することについて、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が 57.8%と最も高く、次いで「学校に係る費用を軽減してほしい」が 51.8%、「放課後子ども教室などの放課後の居場所を充実してほしい」が 38.6%となっています。



## 5 子ども・子育て支援関連施策の実施状況

次世代育成支援対策推進法に関連する子ども・子育て支援関連施策の実施状況のうち、特徴的な内容、今後の課題として考えられる内容は以下の通りです。

### 目標1 地域における子育ての支援

- 放課後児童クラブ（学童保育所）・清水放課後子ども教室について、令和6年10月から学童クラブの活動場所が小学校余裕教室に移転します。また、放課後子ども教室と合同で活動します。また、令和6年12月から学校が休みの日の朝の利用時間を8時→7時45分へと15分早くします。
- 子育てサークルの育成・支援について、現状として子育てサークルがないため、サークルの設立を希望する町民から申し出を受けた場合は、助言と支援を行います。
- 令和5年4月から、旧しみず保育所と旧清水幼稚園が合併し、幼保連携型認定こども園（しみず認定こども園）に移行しています。

### 目標2 親子の健康づくり

- 少年スポーツ奨励事業について、スポーツ少年団育成の補助や認定指導の拡充などを継続して実施しています。
- お話会について、月1回、五月会による会を実施しています。
- 有害図書対策について、要項等での取り決めはしていませんが、選書時に該当の本は設置枠から外しています。

### 目標3 ふるさとのまちづくりを担う子どもの教育環境づくり

- 子どもと母親の健康の増進について、妊婦健康相談を①母子手帳発行時・妊婦中期相談、②電話相談、③来所相談にて行います。また、要継続指導児への支援として、専門職のバックアップ体制と問題ケースに関わっている専門職が問題を共有して、連携を取っています。
- 食育の推進について、「十勝清水の恵み給食週間」として、清水産の食材にこだわった給食メニューを実施しています。
- 小児医療について、医療機関と連携しながら継続して実施しています。

### 目標4 子育てを支援する生活環境の整備

- まちづくり基本条例の実践について、毎年まちづくり基本条例審査会において、町民参加型で本条例の実践状況の審査を行い、協働のまちづくりを行っています。
- 公園管理と点検整備について、老朽化した施設の修繕や改修等を行っており、今後も継続して実施していきます。
- 防犯灯の整備について、老朽化したポール型防犯灯を電柱取付型に変更し、ナトリウム灯をLEDに変更します。

## 目標5 仕事と子育ての両立の推進

- 男女共同参画の推進について、令和6年3月に男女共同参画の実現に向けた総合的な施策の指針を示す清水町男女共同参画基本計画を策定し、各委員等の女性登用率や啓発活動等の施策により、男女共同参画の推進を行っています。
- 「おやじの会」については、令和4年度末に幼稚園統合により廃止しました。
- 雇用対策については、求人情報検索サイトシステムを導入し、町内企業と労働者のマッチングをすることにより、労働者の雇用環境の向上を図りました。

## 目標6 子どもの安全の確保

- チャイルドシートの普及促進について、保護者へチャイルドシートの普及や交通ルールの指導等を行っています。
- 防犯対策について、防犯に関する情報収集や関係機関との連携確保を行っています。
- 時代に合った防犯対策の見直しについて、警察と消防で連携し、不審者や侵入者に対して子どもたちが実施可能な対策の学習の機会を設けています。

## 目標7 きめ細やかな取り組みによる要保護児童への支援

- 児童虐待対策について、関係機関との連携や構築、スキルアップのための研修会等へ参加しています。
- 助言・援助・相談の継続実施について、子どもや親への適切な助言や援助等を行っています。

## 6 子ども・子育て支援に向けた課題

### (1) 統計データからみえる課題

- 平成31年以降、年少人口と生産年齢人口の減少傾向が続いています。また、児童の人口も同様の傾向がみられ、減少率は22.5%となっています。
- 平成26年以降の自然動態（出生数－死亡数）と社会動態（転入数－転出数）は、ともに減少が続いており、令和5年は自然動態が150人、社会動態が158人の減少となっています。出生数・転入者数を増加させるために、地域の中で安心して出産・子育てができるような環境整備が必要です。
- 婚姻件数は、令和2年以降減少が続いており、令和5年には18件、婚姻率は1.9%となっており、若い世代の結婚や定住促進を推進する体制整備が必要です。

### (2) ニーズ調査結果からみえる課題

- 子どもの祖父母との同居の状況について、「近居の祖父母はいない」が未就学で37.1%、小学生で31.3%みられ、身近に支援できる祖父母がいない子育て世帯が、安心して子どもを預けやすいような環境づくりや、悩みや不安を抱えているときに相談できるような支援体制を推進する必要があります。
- 今後の学童クラブの利用希望について、「平日」と「長期休暇」の利用を希望する割合が多くみられ、地域の実情を勘案しながら利用定員と利用者数の見込みを算出する必要があります。
- 子育てに不安や負担感を感じると回答した保護者が未就学で55.3%、小学生で55.5%みられ、保護者が相談できる窓口や連絡先の情報提供、相談しやすい体制の整備、悩みや不安の内容を把握して解消できるような対応が求められます。
- 子育てで悩んでいることについて、「子育てや教育にお金がかかること」が未就学で43.8%、小学生で59.0%みられ、経済的負担の軽減に向けた現行の支援制度の情報発信の充実を目指す必要があります。
- 子育てをする上で地域に望むことについて、「子どもが危険な目に遭いそうときは手助けや保護をしてほしい」が未就学で61.0%、小学生で66.3%となっており、地域全体で子どもの安全の確保に向けた協力体制を充実させる必要があります。

### (3) 施策の実施状況からみえる課題

- 令和5年4月に旧しみず保育所と旧清水幼稚園が合併し、幼保連携型認定こども園（しみず認定こども園）に移行しましたが、今後も少子化と保護者のニーズに対応した教育・保育事業の整備体制を図る必要があります。
- まちづくり計画として老朽化した施設の修繕・改修等を実施していますが、今後も利用者の安全確保のため、定期的な点検や施設管理を実施する必要があります。
- 令和6年3月に清水町男女共同参画基本計画を策定しましたが、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加がみられるため、女性の就業の継続と男性の家事・育児への参加を促すため、より一層啓発活動等を推進する必要があります。

## 第3章 基本理念

### 1 基本理念

#### 親と子が家族とまちを愛し 未来を担うふるさとづくり

第6期清水町総合計画の基本的視点を受け継ぎながら、子育て等を取り巻く社会変化に対応する新たな施策等を踏まえ、本町における「少子高齢化への対応」を図っていくとともに、清水町の明日を担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくことを目指しています。

子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもと、町全体で子育ての意義を深めるとともに、子どもたちがふるさとである清水町で育った記憶と愛着を持ち、また、親と子が子育て・子育ての過程で共に成長していくことにより、それぞれが次の世代としての自覚とまちづくりへの関心が持てるような施策を展開していく必要があります。

町民、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びや町への愛着、そして町への関わりを持てるようなふるさとづくりを進めるため、第2期計画に引き続き、本計画の基本理念を「親と子が家族とまちを愛し未来を担うふるさとづくり」とし、子育て支援施策に取り組んでいきます。

なお、子育て支援に関する各施策のうち、特に重点的に取り組む重点施策として、以下の5つの施策に取り組むものとします。

#### <重点施策>

- 施策1：児童虐待防止対策の充実…目標7（1）
- 施策2：ひとり親家庭の自立支援の推進…目標7（2）
- 施策3：障がい児施策の充実…目標7（3）
- 施策4：仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進…目標5（1）（2）
- 施策5：安全な道路交通環境の整備…目標4（3）

## 2 子育て支援関連施策の施策体系



## 第4章 施策の展開

### 目標1 地域における子育ての支援

#### 【施策展開の基本方針】

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実を目指します。

#### (1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	情報提供	子育て支援課	<u>保護者との情報の相互共有と情報交換</u> ①施設や事業に関わるお便りや配信で継続的に情報を伝える。 ②保育士等からの保護者への話しかけにより意思疎通を図り、情報交換する。
2	子育て相談 交流の手助け	子育て支援課	<u>子育て支援センターのひろば事業</u> ①開放日時の設定と周知。 ②遊びを含む育児全般の相談を継続して実施する。 ③親同士や親子の関わりにおける手助けをする。
3	教育相談	学校教育課	<u>教育相談</u> 学校のこと、友達や家庭のこと、子育てや教育等のあらゆる悩みの相談に応じて実施する。

#### (2) 子育て支援サービス

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	放課後児童クラブ (学童保育所)・ 清水放課後子ども教室	子育て支援課	<u>ガイドラインに即した運営と施設の有効活用</u> ①清水学童クラブは清水小学校の余裕教室等を有効活用する。 ②御影学童クラブは世代間交流センターを有効活用する。 ③清水小学校の余裕教室において、下校時から15:30分まで学童クラブの児童と学びと交流を目的とした清水放課後子ども教室を実施する。
2		子育て支援課 学校教育課	<u>施設の運用とクラブの運営の充実</u> ①育成時間は学校のある日は下校時から18時まで、学校がお休みの日(土・夏・冬休みなど)は7時45分※から18時まで(※令和6年12月から)。 ②御影学童は登録児童が増える傾向にあるので世代間交流センターの有効活用を検討する。
3	ファミリー・サポート 事業の検討	子育て支援課	<u>登録者の増加と事業の継続検討</u> ①現会員の相互連携を図りつつ研修会を開催し、会員の顔が見える中で事業を進める。 ②提供会員の高齢化に伴い、受け入れが難しくなっている。事業の実施継続が今後も可能か検討を要する。

番号	事業名称	担当課	事業内容
4	子育て支援事業の充実	子育て支援課	<u>生活形態の多様化に沿った支援事業</u> 少子化と共働きに伴う入園の低年齢化が進んでいるため、認定こども園と連携し、人員配置や場所について検討しながら事業の充実を図っていく。
5	子育てサークルの育成・支援	子育て支援課	<u>子育てサークル育成支援策の検討</u> 小グループに対し活動のお手伝いを行い、サークル化へ向けた育成・支援を検討する。
6	子育てネットワークづくりの支援	子育て支援課	<u>親が中心となる活動の支援</u> 子を持つ親が中心となつての活動(小グループ)を、行政や主任児童委員等が支えていけるような体制を検討する。
7	一時保育事業の実施	子育て支援課	<u>一時保育事業の実施</u>
8	乳児保育金制度	子育て支援課	<u>乳児保育金制度</u> 10 か月までの子どもを個人に有料で預けた場合に費用の助成を実施する。
9	児童手当	子育て支援課	<u>児童手当の実施</u> 国の制度に基づき、実施する。
10	出産祝金	子育て支援課	<u>出産祝金の贈呈</u>
11	出産・子育て応援給付金	保健福祉課	<u>出産・子育て応援給付金</u> 妊婦届出時の面談及び、新生児訪問時の面談を受けた方に給付金を支給する。
12	バースデーブック	子育て支援課	<u>バースデーブック</u> 子どもの誕生をお祝いし、バースデーブックを提供する。また、サポートファイルも必要に応じて提供する。
13	紙おむつの無料収集	町民生活課	<u>紙おむつの無料収集</u> 全家庭の使用済み紙おむつを無料収集する。
14	育児用品貸付事業	子育て支援課	<u>育児用品貸付事業</u> チャイルドシートを1年間無料貸し出しする。
15	修学旅行費助成事業	学校教育課	<u>修学旅行費助成事業</u> 小学校・中学校の修学旅行に参加する児童・生徒の保護者に対して、費用を助成する。

### (3) 保育サービス

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	保育サービス	子育て支援課	<u>延長保育の実施及び開所日数の確保</u> ①早朝保育 午前7時30分～午前8時30分 ②通常保育 午前8時30分～午後5時30分 ③特例保育 午後5時30分～午後6時 ④事業開催日の翌日の振替を止め、保育日とする。

### (4) 児童の居場所づくり、児童健全育成

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	児童の居場所づくり	子育て支援課	<u>小学校空き教室における学童クラブの実施</u> 令和6年度より小学校の余裕教室を活用し、児童の放課後の居場所として学童クラブを実施する。
2	児童健全育成	学校教育課	<u>関係機関の連携による健全育成の推進</u> 清水町の青少年の健全育成を目指し、関係機関との情報交流や連携強化を図り、校内外の生活全般について会議や研修会を通して町内の青少年の健全育成を推進する。

番号	事業名称	担当課	事業内容
3	学校開放	社会教育課	<u>継続実施</u> 現状の使用規定（体育館、グラウンドの利用は5名の監督者がいる登録団体）で継続する。 ①清水小学校：体育館・グラウンド・水泳プール ②清水中学校・御影中学校：体育館・グラウンド ③御影小学校：体育館・グラウンド・水泳プール
4	非行防止、問題行動への対応、安全点検の実施	学校教育課	<u>継続実施</u> 現状で継続して実施する。
5	不登校・引きこもり対策	学校教育課 子育て支援課	<u>関係機関を含めたケース検討の実施</u> SSW や SC との連携を行い、教育支援センターや校内委員会等の活用を進めていく。 個別対応が必要なため、個々に寄り添った対応と対策内容を弾力的に検討・実施する。
6	ヤングケアラーの把握・支援	学校教育課 子育て支援課	<u>ヤングケアラーの把握・支援</u> 学校内外からの情報を基にしてヤングケアラーの実態把握を行い、適切な支援につなげる。

#### （5）世代間交流、地域資源を活用した子育て支援

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	世代間交流事業	社会教育課	<u>継続実施</u> 世代間交流として今後も継続予定。

## 目標2 親子の健康づくり

### 【施策展開の基本方針】

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身に付けられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

### (1) 子どもと母親の健康の確保

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	子どもと母親の健康の増進	学校教育課	<u>学校保健</u> 現状で継続して実施する。
2		保健福祉課	<u>妊婦健康相談</u> 現状で継続して実施する。 ①母子手帳発行時の相談、妊婦中期相談 ②電話相談 ③来所相談
3		保健福祉課	<u>健康相談</u> 現状で継続して実施する。 ①2か月児、4か月児、10か月、7～8か月、1歳2か月、1歳6か月、3歳児健診時の相談 ②乳幼児健康相談 ③電話相談 ④来所相談
4		保健福祉課	<u>各種治療費用助成事業</u> ①一般不妊治療の助成 ②生殖補助医療の助成 ③不育症治療の助成
5		保健福祉課	<u>医療機関委託健康診査（妊婦）</u> 現状で継続して実施する。 ①妊婦一般健康診査の助成 ②音波検査の助成
6		保健福祉課	<u>妊婦健康診査の費用助成</u> 妊婦健康診査でかかった自己負担費用を助成する。
7		保健福祉課	<u>母親学級（ママパパ学級）</u> 現状で継続して実施する。
8		保健福祉課	<u>育児学習の支援</u> 現在実施の他の事業と併せて実施する。
9		子育て支援課	<u>小児救急法講習会</u> ①講習会を開催することで、救急法の必要性の認識を維持する。 ②参加できない人のためにはお便りなどで知識の伝達を図る。
10		保健福祉課	<u>各種乳幼児健康診査</u> ①4か月児健診 ②10か月児健診 ③1歳6か月児健診 ④3歳児健診

番号	事業名称	担当課	事業内容
11		保健福祉課	<u>新生児聴覚検査費用助成</u> 新生児の聴覚検査費用を助成する。
12		保健福祉課	<u>歯科健診フッ素塗布</u> 1歳7か月～年少児年齢相当になる幼児に、歯科健診を行いフッ素塗布を行う。
13		保健福祉課	<u>妊産婦・新生児訪問指導</u> 現状で継続して実施する。 ①妊婦訪問 ②産婦訪問 ③新生児訪問
14		保健福祉課	<u>離乳食訪問</u> 基本的な食に対する知識と離乳食初期の味や食感を体験しながら伝える。
15		保健福祉課 子育て支援課	<u>要継続指導児への支援</u> 特に幼児の健診で、対人面行動面で問題のあるケースが毎回あり、そのケースをその後支援していくためには、保健師だけの支援では限界があるため、専門職のバックアップ体制とそのケースに関わっている専門職が問題を共有して、連携体制を構築している。

## (2) 食育

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	食育の推進	保健福祉課	<u>離乳食講習会</u> 現状で継続して実施する。
2		学校教育課	<u>安心安全の給食</u> ①安全で安心できる食材として生産者の顔が見える食材の購入に努める。 ②家庭・学校・生産者と給食センターが連携して食育を推進する。 ③「十勝清水の恵み給食週間」として清水産の食材にこだわったメニューにより給食を実施する。
3		子育て支援課	<u>食を営む力の育成</u> ①保育士や調理員などの援助を受け、子どもたちが一緒に食べることを楽しみ、豊かな食の体験の積み重ねができる環境を演出する。 ②菜園体験を通して、作ることの大変さを経験する中で、食べ物大切さを学び、さらに自ら収穫した旬の物を味わい、食のすばらしさを意識づける。

## (3) 思春期保健対策

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	性教育	学校教育課	<u>町保健師や家庭との連携・協力の推進</u> 現状で継続して実施する。

## (4) 小児医療

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	小児医療	保健福祉課	<u>医療機関との連携</u> 現状で継続して実施する。
2	子どもの医療費無料化	町民生活課	<u>子どもの医療費無料化</u> 0歳から18歳までの子どもにかかる医療費を助成する。

## 目標3 ふるさとのまちづくりを担う子どもの教育環境づくり

### 【施策展開の基本方針】

子どもの健やかな成長を支援するため、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもの生きる力の育成を目指して取り組んでいきます。また、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てる大切さ、親子・家族のきずな、つながりの大切さを認識し、清水町に定住したいという意識が醸成されるように、地域社会の環境整備を進めます。

### (1) 子どもを産み育てる意義の教育・啓発

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	子どもを産み育てる意義の教育・啓発	学校教育課	<u>進路指導の体制づくり</u> 道立高等学校通学区域の変更及び公立高等学校配置計画等の動向を適確に捉え、社会の変化や生徒一人ひとりの多様な志向に対応できる進路指導の体制づくりを目指す。
2		子育て支援課	<u>幼児等との触れ合い、関わり方の指導</u> 幼児の健全な発達のために親や家族及び社会の果たす役割が重要であることを認識させ、教育・啓発を図る。

### (2) 学校の教育環境等の整備

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	全国学力・学習状況調査結果を踏まえた改善の取り組み	学校教育課	調査結果を踏まえた改善への取り組みを実施。 調査結果で明らかになった成果や課題を踏まえ、校内において検証を実施する。 教育委員会では各学校からの改善プランに基づいた確認を行う。一人ひとりの子どもの学力向上のための意欲的な取り組みを充実する。
2	総合的な学時間	学校教育課	<u>継続実施</u> 現状で継続して実施する。
3	運動部活動の奨励、体育の授業、体育行事の実施	学校教育課	<u>体力及び運動習慣の向上</u> 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえた改善プランの作成と検証の実施。
4	小中一貫教育目標の公表、学校評価の実施	学校教育課	<u>小中一貫教育推進協議会の充実</u> ①学校支援委員会議は適宜実施する。 ②小中一貫教育実施に伴う校区内の担当教諭が必要に応じて各部会会議を実施。
5	少人数学級及び、35人学級の実施	学校教育課	<u>継続実施</u> ①小学校における少人数学級は継続して実施する。 ②中学校においては35人学級を実施する。
6	幼保・小の連携	学校教育課 子育て支援課	<u>幼保・小連携事業の推進</u> 現状で継続して実施する。 清水町幼保・小連携協議会の効果的な運営と実践 ①運営：協議会の開催、ブロック推進会議の開催 ②実践：子どもの合同活動・参観及び合同研修、教職員の保育・授業体験
7	就学奨励費支給	学校教育課	<u>継続実施</u> 現状で継続して実施する。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	青少年交流事業	社会教育課	西部十勝野外活動体験研修事業 現状で継続して実施する。 ・魅力ある活動プランの作成を検討。
2		社会教育課	西部十勝子ども会交流会 現状で継続して実施する ・四町担当で魅力ある計画の作成を検討する。
3	チャレンジクラブ	社会教育課	継続実施 チャレンジクラブの継続実施。
4	少年スポーツ奨励事業	社会教育課	継続実施 継続して実施する。 ①スポーツ少年団育成の補助 ②指導者への活動報償 ③本部運営補助 ④スポーツ少年団認定指導の拡充
5	スポーツ推進委員	社会教育課	継続実施 継続して実施する。
6	生涯学習ボランティア活動事業	社会教育課	継続実施 生涯学習ボランティア登録制度を体系付け、派遣事業を実施する。
7	家庭教育講座	社会教育課	家庭教育講座 ・家庭教育に関する学習機会の提供。
8	PTA 活動の支援事業	社会教育課	継続実施 町内 PTA 研究会等の内容検討について指導及び助言を行う。
9	お話会	社会教育課	継続実施 現状で継続して実施する。
10	授業参観 三者懇談 家庭訪問の実施 学校 便り等の発行	学校教育課 子育て支援課	継続実施 現状で継続して実施する。 参観日、父親参観日、家庭訪問、学級懇談、個人面接の実施。園だより、園長だより、クラスだよりの発行。
11	教職員の地域活動への参加促進	学校教育課	地域に密着した学校づくり 「学校便り」や公式ブログを通じて学校の経営方針や教育活動の現状を発信する。 CS や PTA と連携し、積極的に地域行事に参加するなど、地域に密着した学校づくりを目指す。

### (4) 有害環境対策・読書指導

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	有害図書対策	社会教育課	継続実施 現状で継続して実施する。
2	読書活動の推進	学校教育課	学校図書館等の整備 現状で継続し実施する。

## 目標4 子育てを支援する生活環境の整備

### 【施策展開の基本方針】

子ども及び子育て家庭を含め、すべての町民が安全で快適な環境の中で暮らしていけるように、まちづくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

#### (1) まちづくり計画

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	まちづくり計画	企画課	<u>まちづくり基本条例の実践</u> まちづくり基本条例（平成18年4月施行）の趣旨に則り、本町のまちづくりの各場面で、町民参加を実践し、協働のまちづくりを進める。
2		建設課	<u>公園管理と点検整備</u> 清水公園及び中高公園は直営、その街区公園等は草刈り等を委託にて管理、また職員による遊具等の点検等により施設の安全管理を実施する。

#### (2) 良質な住宅の確保

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	良質な住宅の確保	建設課	<u>公営住宅の管理</u> 公営住宅法及び町条例等に基づく適正な管理の実施。
2		建設課	<u>公営住宅入居手続き</u> ひとり親世帯について、入居審査に当たっては優先事項としての取り扱いを継続実施。
3		建設課	<u>公営住宅等整備の再検討</u> 公営住宅長寿命化計画（R5策定）に基づき、今後10年間（R6～R15）の住宅整備を進めていく。
4	しみずマイホーム奨励金交付制度	商工観光課	<u>しみずマイホーム奨励金交付制度</u> 町内業者施工の住宅、または町外業者施工の住宅・中古住宅の取得者及び住宅をリフォームした者に奨励金を交付する。
5	移住・定住促進整備事業補助金	商工観光課	<u>移住・定住促進整備事業補助金</u> 世帯向け賃貸住宅の建設を促進するため、賃貸住宅の建設・リフォーム工事を行う者に対し補助金を交付する。

#### (3) 安全な道路交通環境の整備

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	安全な道路交通環境の整備	建設課	<u>歩幅の拡幅</u> 要望がある場合は、予算等を考慮し決定実施する。
2		建設課	<u>交通安全施設</u> 要望がある場合は、予算等を考慮し決定実施する。
3		建設課	<u>防犯灯の整備</u> ①都市計画の整備推進に合わせ計画的な整備を継続実施する。 ②老朽化した防犯灯について、ポール型防犯灯を電柱取付型に変更、ナトリウム灯をLEDに変更する。

## 目標5 仕事と子育ての両立の推進

### 【施策展開の基本方針】

性別にとらわれず、男女が共に、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるように、また多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着など、職場の環境づくりの啓発等に取り組みます。

#### (1) まちづくり計画

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	男女共同参画社会の推進	企画課	<u>男女共同参画についての啓蒙</u> 令和6年3月に策定した「清水町男女共同参画基本計画」に基づき、女性の就業の継続や男性の家事・育児への参加など、一人ひとりが働きやすく、いきいき暮らせる地域社会の実現に向けて、男女共同参画についての啓蒙を推進する。
2		子育て支援課	<u>「父母の会」の活動推進</u> これまで実施してきた幼稚園の「おやじの会」について、認定こども園の父母会で継続し、認定こども園の活動、運営に協力する。

#### (2) 就業形態、働き方の環境づくり

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	雇用対策	商工観光課	<u>雇用の場の確保</u> 求人情報検索システム(求人サイト)導入により雇用の促進を図る。
2	あおぞら共済への加入促進	商工観光課	<u>共済加入への広報活動</u> 十勝勤労者共済センター市町村連絡協議会や商工会などと連携し広報活動等を実施する。

## 目標6 子どもの安全の確保

### 【施策展開の基本方針】

社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や犯罪の被害に遭う可能性も高まっています。子どもを交通事故や犯罪から守るために、子どもや保護者の交通安全意識の向上を図るとともに、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力して作り、安全で安心できる暮らしを守っていきます。

### (1) 交通安全確保のための活動の推進

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	交通安全活動・教育	町民生活課	<u>学校との連絡体制</u> 児童の安全確保のため学校との連絡体制を密にする。
2		学校教育課	<u>交通安全意識の高揚</u> 現状で継続して実施する。
3	自転車乗車時のヘルメット着用	学校教育課	中学校へ自転車を利用した登校にはヘルメットの着用を許可条件とする。 小中学生の自転車使用時にはヘルメットを着用することを各保護者に周知する。
4	チャイルドシートの普及	子育て支援課	<u>チャイルドシートの普及促進</u> ①チャイルドシートの貸付事業。 ②保護者へのチャイルドシートの普及や交通ルールの指導。 ③幼児交通安全こぐまクラブ活動支援・協力。

### (2) 被害防止活動の推進

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	防犯対策	学校教育課	<u>防犯環境整備と関係機関との連携強化</u> 警察及び関係機関と連携し、防犯対策を充実させ、防犯教育に取り組んでいく。 校内施設の防犯対策を充実していく。
2		子育て支援課	<u>時代にあった防犯対策の見直し</u> ①不審者・侵入者に対する適切な対処方法や防止策について警察や消防との連携の中で、子どもたちが対応できるような学習の機会を設ける。 ②保育施設等への防犯カメラ設置・拡大を検討する。
3		子育て支援課	<u>あらゆる場合を想定した防犯訓練の継続実施</u> 火災、地震、雷、不審者侵入、交通安全などを設定した訓練を継続する。
4		町民生活課	<u>あらゆる機会を通じた意識の啓発</u> 防犯意識の啓蒙・啓発活動を行う。

## 目標7 きめ細かな取り組みによる要保護児童への支援

### 【施策展開の基本方針】

親子のきずなや家族のつながりが弱くなっていくことが、将来的には離婚や児童虐待へとつながっていく要因のひとつであるともいわれています。「家族」という原点に立ち返り、それらの役割を認識していけるような意識啓発を進めるとともに、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭への自立支援に取り組んでいきます。

また、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために、認定こども園や教育機関と連携して総合的な支援に努めます。

### （1）児童虐待防止対策の充実

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	児童虐待対策	子育て支援課	<u>スキルアップのための研修会等への参加</u> 関係機関との連携や構築、スキルアップのための研修会に参加し、専門性を高める。
2		子育て支援課	<u>関係機関との連携強化</u> ①個別ケース会議及び要保護児童地域対策協議会代表者会議の効果的な運営に努める。 ②発育測定等によるケースフォローについては、幼児の疾病の早期発見・健康の保持など、保健師・栄養士等との連絡体制を継続する。
3		子育て支援課	<u>対応マニュアル更新、相談窓口の設置</u> ①相談窓口の設置。 ②時代にあった対応マニュアルを作成し、更新する。

### （2）ひとり親家庭の自立支援の推進

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	ひとり親家庭等の自立支援	子育て支援課	<u>助言・援助・相談の継続実施</u> 子ども本人や子育て等に悩む親への適切な助言や援助・相談を行う。
2		子育て支援課	<u>児童扶養手当</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
3		子育て支援課	<u>母子寡婦福祉資金貸付事業</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
4		子育て支援課	<u>助産施設への入所</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
5		子育て支援課	<u>母子家庭自立支援給付金支給事業</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
6	ひとり親家庭等医療費助成制度	町民生活課	<u>ひとり親家庭等医療費助成制度</u> ひとり親家庭等の母または父及び子どもに対し、医療費の一部を助成する。

### （3）障がい児施策の充実

番号	事業名称	担当課	事業内容
1	障がい児施策の充実	きずな園	<u>専門性の習得と関係者の理解</u> ①専門性を高め、児童への支援内容について説明責任を確実に果たし、利用者の理解を得る。 ②専門機関として認知されるため、十分な研修をする。 ③これからは有資格者の確保によって専門機関としての認知を得ることも必要である。

番号	事業名称	担当課	事業内容
2		きずな園	<u>子ども発達支援センター機能の充実</u> ①障がい児または障がいの疑いのある児童の通所機能とともに、保育所等訪問支援や障害児相談支援等の複合的な機能を一体的に行う体制の充実を図る。 ②児童発達支援事業所につながる前の児童の発達の遅れや気づきの段階で、発達相談・評価、個別の発達支援を行う。また、会議や研修会の開催、関係機関との調整等の地域支援も併せて行う。
3		きずな園	<u>総合的な援助方針の検討</u> 児童発達支援事業所における本人支援では、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点でアセスメントを行う。また、本人支援に加え、家庭支援、移行支援、地域支援・地域連携も併せて行う。
4		きずな園	<u>円滑な障害福祉サービス等の利用計画の作成（障害児相談支援）</u> 障がい児の自立しようとする生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、スムーズなケアマネジメントによりきめ細かな支援を実施する。
5		学校教育課	<u>特別支援教育の推進</u> 各学校においては必要な特別支援教育支援員を増員し、支援体制の充実を図っている。学校と関係機関が連携して子どもとその家族に適切な教育的支援を提供できるよう、特別支援教育を推進する。
6		子育て支援課	<u>特別児童扶養手当</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
7		保健福祉課	<u>児童居宅介護（支援費）</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
8		保健福祉課	<u>児童短期入所（支援費）</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
9		子育て支援課	<u>障害児通所支援（障害児通所給付費）</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
10		保健福祉課	<u>障害者（児）日常生活用具給付等事業</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
11		子育て支援課	<u>障害児福祉手当</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。
12		子育て支援課	<u>心身障害児通所等交通費助成</u> 町の規則に基づき、今後も継続して実施する。

## ＜参考＞一般事業主行動計画特例認定制度について

次世代育成支援対策推進法では、従業員 101 人以上の一般企業が、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対するプラチナくるみん認定制度があります。特例認定を受けられる企業が増えるように清水町としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。



## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するため施設の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

### 2 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 清水町における教育・保育提供区域

清水町全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	教育・保育の区域設定については、1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1歳）		
3号認定（2歳）		

## (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から清水町全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による実施とします。

17 事業	区域設定	考え方
利用者支援に関する事業	1 区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、清水町内全域とします。
時間外保育事業（延長保育事業）	1 区域	通常、利用する施設等での利用が想定されるため、清水町内全域とします。
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ、学童保育）	1 区域	現状通り、小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、清水町内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	1 区域	現状通り、清水町内全域とします。
養育支援訪問事業	1 区域	現状通り、清水町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、清水町内全域とします。
一時預かり事業	1 区域	教育・保育施設での利用も含むため、清水町内全域とします。
病児（病後児）保育事業	1 区域	現状通り、清水町内全域とします。 （未実施）
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、清水町内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	1 区域	現状通り、清水町内全域とします。
子育て世帯訪問支援事業 <b>新規</b>		実施の有無は今後検討
児童育成支援拠点事業 <b>新規</b>		
親子関係形成支援事業 <b>新規</b>		
妊婦等包括相談支援事業 <b>新規</b>		
乳児家庭通園支援事業 （こども誰でも通園制度） <b>新規</b>		
産後ケア事業 <b>新規</b>		

### 3 教育・保育施設の充実

#### (1) 量の見込み

国の基本指針等に沿って、「教育・保育の量の見込み」を定めます。本計画の作成時期における教育・保育の利用状況（利用者数、利用率）、本計画の期間における年齢別の子どもの推計人口を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

#### 認定区分：1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）して、その上で施設型給付※<sup>1</sup>を行う全国統一の仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	認定こども園(保育幼稚園型)に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	認定こども園(保育所型)に該当
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	認定こども園(保育所型)、地域型保育※ <sup>2</sup> に該当

※<sup>1</sup>施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることをいいます。

※<sup>2</sup>地域型保育＝保育ママ（家庭的保育）、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育が該当します。現在、清水町内では実施しておりません。

#### (2) 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

##### ① 1号認定（3歳以上、認定こども園（幼稚園型利用）を利用希望）

###### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数（人）	7	6	7	7	7
②確保の方策（人）	36	36	36	36	36
特定教育・保育施設	36	36	36	36	36
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足（②－①）（人）	29	29	29	29	29

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のことです（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています）。

#### <確保の内容方針>

今後、既存の認定こども園において継続して事業を実施します。また、量の見込みに対する確保の方策を図ります。

## ② 2号認定（3歳以上、認定こども園（保育所型利用）を利用希望）

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数（人）	114	108	117	116	118
②確保の方策（人）	156	156	156	156	156
特定教育・保育施設	156	156	156	156	156
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 （地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（②－①）（人）	42	48	39	40	38

### <確保の内容方針>

今後も、既存の認定こども園において継続して事業を実施します。また、量の見込みに対する確保の方策を図ります。

## ③ 3号認定（0歳、認定こども園（保育所型利用）を利用希望）

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数（人）	2	2	3	3	3
②確保の方策（人）	14	14	14	14	14
特定教育・保育施設	14	14	14	14	14
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 （地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（②－①）（人）	12	12	11	11	11

### <確保の内容方針>

今後も、既存の認定こども園において継続して事業を実施します。また、量の見込みに対する確保の方策を図ります。

## ④ 3号認定（1歳、認定こども園（保育所型利用）を利用希望）

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数（人）	24	26	26	27	28
②確保の方策（人）	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 （地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（②－①）（人）	6	4	4	3	2

### <確保の内容方針>

今後も、既存の認定こども園において継続して事業を実施します。また、量の見込みに対する確保の方策を図ります。

### ⑤ 3号認定（2歳、認定こども園（保育所型利用）を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数（人）	33	33	35	35	34
②確保の方策（人）	44	44	44	44	44
特定教育・保育施設	44	44	44	44	44
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 （地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（②－①）（人）	11	11	9	9	10

#### <確保の内容方針>

今後も、既存の認定こども園において継続して事業を実施します。また、量の見込みに対する確保の方策を図ります。

#### 【0歳から2歳の保育利用率の目標値設定について】

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（3号）（%）	46.8	48.4	51.2	52.8	53.3
0～2歳児推計人口（人）	126	126	125	123	122

### ⑥ 2号認定及び3号認定（認定こども園（保育所型利用）を利用希望）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要利用定員総数（人）	173	169	181	181	183
②確保の方策（人）	244	244	244	244	244
特定教育・保育施設	244	244	244	244	244
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 （地域枠）	0	0	0	0	0
過不足（②－①）（人）	71	75	63	63	61

#### <確保の内容方針>

今後も、既存の認定こども園において継続して事業を実施します。また、量の見込みに対する確保の方策を図ります。

### (3) 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

清水町では、2施設で認定こども園を実施しています。国が進める教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要となっています。

ただ、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、清水町でも子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施します。さらに、事業者が新規に参入する場合の受け入れ体制づくりを図っていきます。

#### 1 認定こども園の特徴

- ①就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- ②保護者の就労の有無に関わらず利用できます。
- ③保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- ④0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つことができます。
- ⑤園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

#### 2 認定こども園の取り扱いについて

- ①幼稚園教育要領及び保育所保育方針との整合性
  - 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
  - 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
  - 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
  - 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。
- ②小学校教育との円滑な接続
  - 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
  - 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。
- ③幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
  - 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。
  - 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもと関わる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

## 【配慮すべき事項の詳細】

### ①発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図る。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

### ②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

### ③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供します。また、情報提供するとともに、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

### ④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

### ⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

### ⑥特別支援教育や障害児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

### ⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

### ⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

#### (4) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取り組みについて

##### ①外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

○子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図れる体制づくりを検討します。

○外国語に対応できる職員の配置や翻訳機器等の活用、各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる乳幼児を受け入れるための体制を検討します。

##### ②乳幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に教諭・保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。特に職員配置の充実及び職員の資質の向上に向けた研修等の充実は、教育・保育施設の質の向上のためには必要と考えられます。

○教育・保育施設や幼・保・小の職員合同研修等、資質向上に向けた研修の充実

○職員の処遇改善を始めとする労働環境への配慮

○認定こども園等運営者間の連絡会等との連携の充実

○教育・保育施設における第三者評価の受審促進

○保育アドバイザーによる支援の拡充

#### (5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の充実

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

#### ①利用者支援事業

子どもとその保護者が、認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

(基本型)

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

(母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型 (か所)	1	1	1	1	1
母子保健型 (か所)	1	1	1	1	1

#### <確保の内容方針>

今後も、継続して事業を実施します。

#### ②時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人/年)	126	122	131	131	134
確保の方策 (人/年)	126	122	131	131	134

#### <確保の内容方針>

今後も、継続して事業を実施します。

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、学童保育）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	184	176	164	160	162
1年生	33	32	30	29	29
2年生	36	34	32	32	32
3年生	37	36	3	32	33
4年生	33	31	29	28	29
5年生	25	24	22	22	22
6年生	20	19	17	17	17
②確保の方策（人）	160	160	160	160	160
差（②-①）（人）	-24	-16	-4	0	-2

#### <確保の内容方針>

今後も、継続して事業を実施します。また、放課後子ども教室と連携して、放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりに努めます。

### ④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人/年）	0	0	0	0	0

#### <確保の内容方針>

現在、本町では事業を実施しておりません。今後、実施の可能性、ニーズ等について検討を進めていきます。

### ⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 0歳

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	44	44	44	44	45
確保の方策（人）	42	41	40	40	40
実施機関	保健福祉課健康推進係（保健師）				

#### <確保の内容方針>

今後も、量の見込みに対する確保の方策を図ります。

### ⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言等を行う事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」のことで。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	0	0	0	0	0
確保の方策（人）	0	0	0	0	0
実施機関	子育て支援課子育て支援係、保健福祉課健康推進係				

#### <確保の内容方針>

今後も、継続して事業を実施します。また、養育支援が必要な家庭を把握し、関係機関と連携して速やかに対応を行います。

(注) 要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童  
 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦  
 要保護児童：保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童  
 児童福祉法第六条の三の規定より

### ⑦地域子育て支援拠点事業

公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象者] 0～2歳

[単位]延利用者数（月間）人/回

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/回）	4,169	4,747	5,283	5,763	6,276
確保の方策（か所）	2	2	2	2	2

#### <確保の内容方針>

今後も、継続して事業を実施します。

### ⑧一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、幼稚園や保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象者] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②幼稚園型以外は0～5歳

[単位]延利用者数（年間）人日/年

#### 1 在園児対象型（幼稚園型）

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計（人日/年）	0	0	0	0	0
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	0	0	0	0	0
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日/年）	0	0	0	0	0

#### <確保の内容方針>

現在、本町では事業を実施していません。今後、実施の可能性、ニーズ等について検討を進めていきます。

## 2 在園児以外の一時的預かり（幼稚園型以外）

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計（人日/年）	143	140	145	144	145
確保の方策（人日/年）	143	140	145	144	145
保育園等の一時的預かり （幼稚園型以外）	143	140	145	144	145
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センター）	0	0	0	0	0

### <確保の内容方針>

今後も、継続して事業を実施します。

### ⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児（病後児）保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象者] 0～5歳

### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計（人日/年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日/年）	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センター）	0	0	0	0	0

### <確保の内容方針>

現在、本町では事業を実施しておりません。今後、実施の可能性、ニーズ等について検討を進めていきます。

### ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

[対象者] 就学児

#### ■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/日）	8	8	7	7	6
確保の方策（人/日）	8	8	7	7	6

#### <確保の内容方針>

今後も、継続して事業を実施します。

### ⑪妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

[対象者] 妊婦

#### ■量の見込み（低学年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	42	41	40	41	40
確保の方策（人）	42	41	40	41	40
実施機関	保健福祉課健康推進係（保健師）				

#### <確保の内容方針>

今後も、継続して事業を実施します。

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

#### <確保の内容方針>

国の財政支援状況を鑑み、本町の予算措置も検討の上、国の制度に則り、低所得世帯への実施を図ります。

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進とその他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

#### <確保の内容方針>

本町では、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

#### ⑭乳児家庭通園支援事業（こども誰でも通園制度） **新規**

保育所に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況や養育環境を把握、子育てについて情報提供や助言等を行う事業です。

#### <量の見込み、確保の内容方針>

2歳以下の人口推計を考慮し、事業は令和8年度からの実施を目指します。

事業は、町内3か所の認定こども園において実施するものとします。

#### ■量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（人日）	0	1	1	1	1
	確保の方策（人日）	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み（人日）	0	1	1	1	1
	確保の方策（人日）	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み（人日）	0	1	1	1	1
	確保の方策（人日）	0	1	1	1	1

※以下の⑮～⑲の各事業は、こども家庭センター設置後に事業の実施を検討します。

#### ⑮子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

#### ⑯児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、個々の状況に応じた支援を提供し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

#### ⑰親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み等を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言など必要な支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

#### ⑱妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

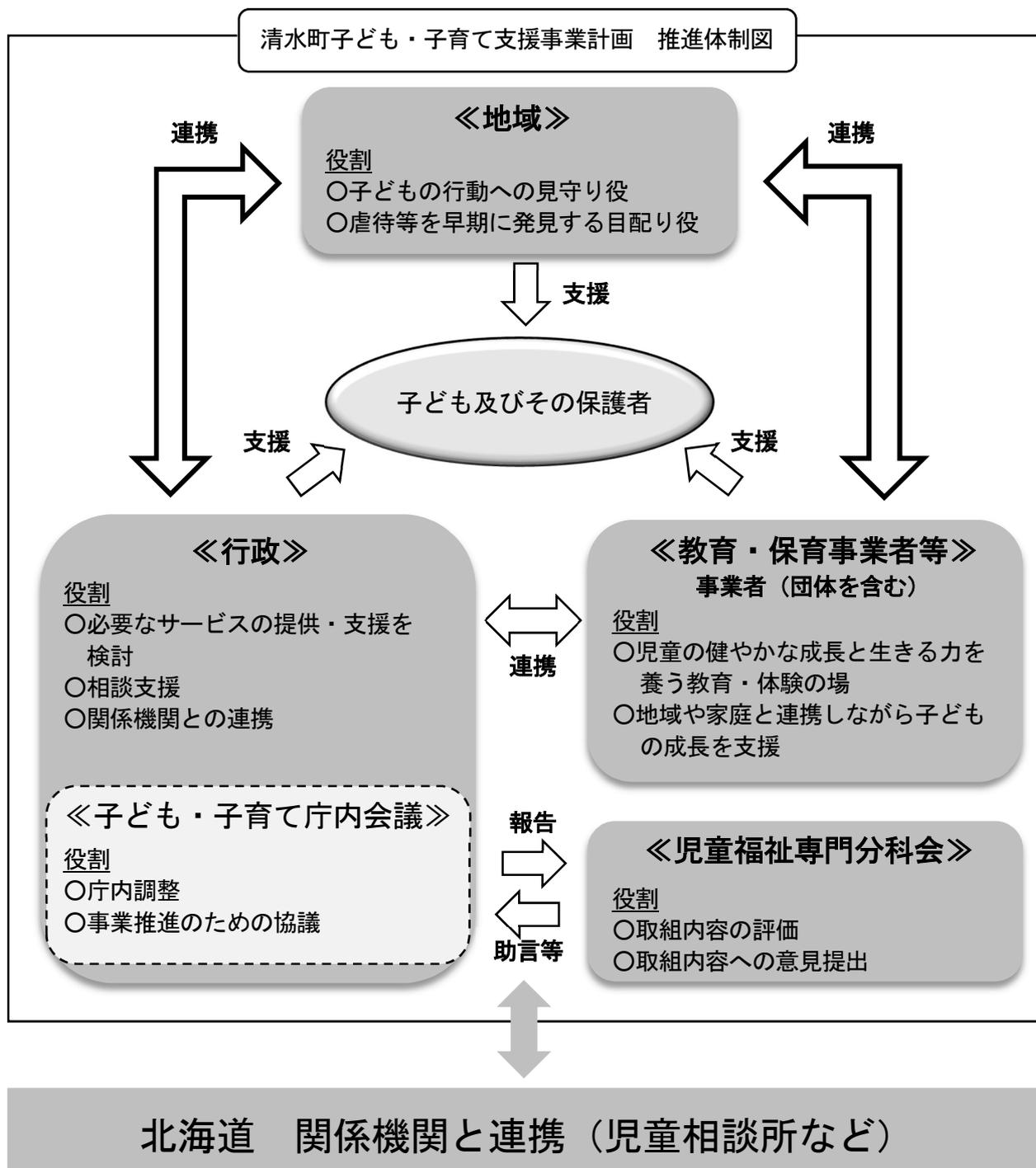
#### ⑲産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 関係機関との連携

清水町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



## 2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、道及び町の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、町に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、町と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

清水町は、子ども・子育て支援法に基づき「清水町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、道府県と緊密な連携を図ることとします。

### ①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

### ②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有します。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。

### ③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

### ④地域の役割

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

### ⑤地域の役割

- 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。
- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援を行います。

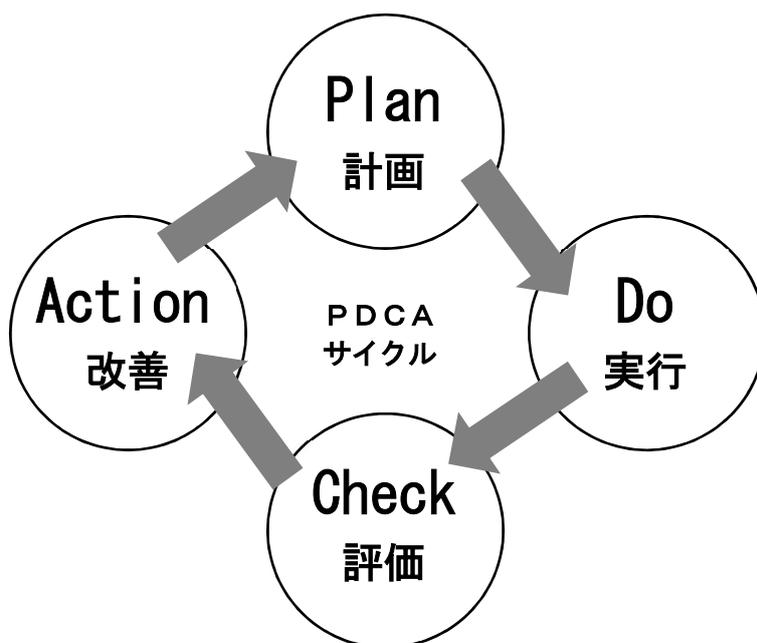
### ⑥事業者

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境を作ります。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境を作ります。

### 3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て支援会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。